

## 「放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン（案）」に関する意見募集の結果について

## 全体

通し番号	個人 団体	提出者	意見	考え方
1	個人	個人	<p>公表の義務化 許諾の無いの著作物等の利用をした場合は、10日以内にWEBページ上に「許諾の無いの著作物等の利用をした」旨のページを作り、日時、番組タイトル、放送の内容と未許諾の著作物の利用方法、使用時間、契約担当者の連絡先等を明記し、公表することを義務付ける。合わせて文化庁等へ未許諾著作物の使用報告も義務付ける。 報告を受けた文化庁等の行政機関は遅滞なく「許諾の無いの著作物等の利用をした放送」が行われたことを公表することを義務付ける。</p> <p>紛争回避のための保全義務 未許諾著作物を使用した放送事業者は、契約締結まで当該放送番組等をアーカイブし、著作権者に開示しなければならない事を義務付ける。</p> <p>契約を行わない行為に対するペナルティと権利者への補償 未承諾著作物を使った放送を推進しない為に、放送事業者は通常の契約と別に5倍の額を支払うこととし、公表に前後して一般的な契約時の使用料の5倍となる額を裁判所に供託すること。供託金は最低限度を補償しつつ契約後の使用を推奨するためのインセンティブとするためのものである。使用料は合計6倍となるが、契約により供託金が5倍の額を下回っても、放送事業者には返金されないし、上回った場合は追加で支払いをすることとする。</p>	<p>本ガイドラインは法律の規定についての解釈 運用を定めるものであり、法律に規定のない義務を新たに記載することは困難です。</p>
2	個人	個人	<p>まず、「放送同時配信等」について、放送後の配信が含まれるのかという問題があると思います。むしろ、完全に同時という配信は少なく、放送後の配信が中心となる認識です。また、再放送があるように、再配信も想定されます。放送後何年後の配信まで対象となるのでしょうか？</p> <p>次に、基本的に放送事業者が優越的地位となるため、権利者が立き寝入りすることは十分に懸念されます。「事後的なトラブルを回避する観点」が記載されていますが、「留意」や「望ましい」となっており、努力目標という印象です。放送事業者が義務を果たしていないときは、配信を一時的に止められるようにすべきではないかと思えます。そのため、「義務を果たしていない」と認定する機関はどこなのか決める必要があるかと思えます。</p> <p>また、放送事業者と権利者もめて、民事裁判に発展することが考えられます。その際、裁判所が配信を止める命令を出して、裁判を進めることが想定されます。民事裁判に発展したときのシミュレーションをしておいてほしいです。</p> <p>最後に、著作権に関して新しい考え方 取り組みになると思われます。従って、本件に関しては、かなり不備も残ると予想できますので、3年程度に1回は見直しを行うことを義務付ける必要があるはず。裁判の判例をもとに、法改正できるのが理想だと思います。</p>	<p>「放送同時配信等」は、法律上、一定期間の見逃し配信（放送の終了後、一定期間に限り配信が行われるもの）までを対象としています。対象範囲について I . に注釈を追記しました。</p> <p>契約は当事者間で行われることが原則であり、個別の契約交渉について特定の機関が介入等を行うのは適当ではないと考えられます。</p> <p>訴訟に至らない解決方法も十分想定されることから、原案のような表記としたところ。す。</p> <p>本ガイドライン策定後も具体的な課題が明らかになりましたら、速やかに見直し 改訂に向けて検討を行いたいと考えております。</p>
3	団体	米国政府	<p>「放送の同時配信等の許諾の推定規定の解釈 運用に関するガイドライン（案）」への米国政府の見解 2021年7月30日</p> <p>(Provisional Translation) 米国は、「放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈 運用に関するガイドライン（案）」にコメントを提出する機会に感謝するとともに、この問題に関する今後の機会に期待しております。</p> <p>本ガイドラインは、「許諾推定規定のガイドラインの策定に関する検討会」での審議に基づいていると理解しています。この検討が行われたのは、最近の日本の著作権法の改正により、権利者が著作物の放送または有線放送（リニア放送権）を許諾するライセンス契約を締結した場合には、反対の意図が明確に示されない限り、その契約によって放送事業者にいわゆる「同時配信」の権利が付与された（放送されたコンテンツをインターネット配信などの他のプラットフォームで1週間同時送信することを認める）と推定されることを受けてのことです。本ガイドラインに記載されているように、この推定は、追加配信をするには著作権者からの明示的な許可を必要とする著作権法の通常の利用とは異なるものです。本ガイドラインをレビューしたところ、この推定を明確にする（そしてその適用条件を適切に説明する）ために以下3点の修正が必要とされました。</p> <p>(a) 推定が、ユーザーが利用を選択する「追っかけ配信」または「見逃し配信」を提供するインターネット配信のような、インタラクティブ配信の可能性に関する場合、これはWIPO著作権条約に見られるものを含む、一般的な国際著作権規範の下での懸念を生じさせる可能性があります。したがって本ガイドラインでは、インタラクティブまたはオンデマンドの配信が推定の対象外であることを明示的に明らかにすべきです。</p> <p>(b) 本ガイドラインには、推定が地理的に日本国内に限定された同時送信のみを対象とすることを明確にする文言が有益となるでしょう。この文言には、日本国外からアクセスできないセキュアで定義された加入者ネットワーク上で同時配信を提供しなければならないという義務、および／または、同時配信の受信を物理的に日本国内にすることが確認された視聴者に限定する技術を使用するためのベストプラクティス／最善の努力を要求することを含めることができます。</p> <p>(c) 本ガイドラインではまた、権利者が推定を覆すのに十分な「異なる意図」や「別段の意思表示」を、いつ、どのように、どのような形で示すことができるのか（例えば、権利者のウェブサイトや意図を掲載するなど）、その条件をより具体的に示すのが有益でしょう。同様に本ガイドラインは、推定が適用されるか否か、あるいは推定を裏付ける条件がないかで同時送信が行われたか否かに関する、放送事業者と権利者との間の紛争の解決について、適切な情報を提供していません。</p>	<p>(a) について 法律上、「放送同時配信等」は一定期間の「見逃し配信」までが対象とされているため、原案のとおりとさせていただきます。なお、「放送同時配信等」の範囲については、一定期間の見逃し配信を超えて行われるオンデマンド配信までを対象とするものではないため、その範囲について I . に注釈として明記しました。</p> <p>(b) について 法律上、「放送同時配信等」の対象は日本国内の配信に限定されないため、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>(c) について 権利者側の「別段の意思表示」については、許諾時に行う必要があり、その在り方については III . 2 . で記載をしております。また、許諾をしていないと証明し得る場合の対応については IV . で記載をしております。</p>

4	団体	一般社団法人日本民間放送連盟	<p>本ガイドライン案は改正著作権法第63条第5項の趣旨にもとづく内容であり、基本的に賛成します。あわせて以下のとおり要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 意見募集後の本ガイドラインのとりまとめにあたっては、本意見募集に提出される意見を含め、各民間放送事業者の意見を最大限尊重していただくよう要望します。</li> <li>○ 文化庁および総務省においては、改正著作権法および関係するガイドライン等に関し、放送事業者、権利者に幅広く周知していただくよう要望します。</li> <li>○ 今後、放送同時配信等が本格化し、許諾推定規定および本ガイドラインの運用にあたり、実務上の課題等が生じた場合には、改正法附則に定めるフォローアップを待たず、適時適切に見直しの検討を行うよう要望します。</li> </ul>	<p>賛同の御意見として承りました。なお、本ガイドライン等については、十分な周知が行えるよう、放送事業者及び権利者の協力を得ながら対応するとともに、実務上の課題などが生じた場合には速やかに見直しの検討を行いたいと考えています。</p>
5	団体	一般社団法人衛星放送協会	<p>全体</p> <p>本ガイドライン（案）に賛同する。</p> <p>なお、「放送番組のインターネット同時配信等は、高品質なコンテンツの視聴機会を拡大させるものであり、視聴者の利便性向上やコンテンツ産業の振興等の観点から非常に重要である」との、今回の著作権法改正のベースとなる考え方を、一層尊重していく必要があると考える。</p> <p>この考え方を推し進め、視聴者の目線に立って利便性のよい新しい放送同時配信等サービスが、わが国において当たり前の状況となることは、視聴者 放送事業者 権利者の全てにとって有益であると考えます。</p> <p>このような社会全体の利益にかなう状況を実現するために、「権利処理の円滑化 迅速化」をさらに推進していくべきであると考えます。</p> <p>本ガイドラインが成立した後も、上記ベースとなる考え方に沿って、権利者の利益を不当に損なうことなく、権利処理実務が円滑に運用されることを期待したい。</p> <p>また、将来、権利処理実務を複雑化させてしまう方向での本ガイドライン（案）の見直し 改訂等については、社会全体の利益に反し望ましくないと考える。</p> <p>以上</p>	<p>賛同の御意見として承りました。</p>

# I. ガイドラインの趣旨・目的

通し番号	個人・団体	提出者	意見	考え方
1	団体	日本行政書士会連合会	賛成である。権利者と利用者の利益調整について運用状況を踏まえて適宜検討していただきたい。	賛同の御意見として承りました。
2	団体	米国法人 モーション・ ピクチャー・ アソシエーション日本 子会社	<p>弊社は、国際的な映画製作・配給会社の利益を代理しております米国の法人、モーション・ピクチャー・アソシエーションの日本の子会社です。弊社の会員は6社あり、ウォルト ディズニー スタジオ モーション ピクチャーズ ネットフリックス スタジオ エルエルシー パラマウント ピクチャーズ コーポレーション ソニー ピクチャーズ エンタテインメント インク ユニバーサル シティ スタジオ エルエルシー ワーナー ブラザーズ エンタテインメント インク が加盟しています。</p> <p>この度は、国際的な権利者の観点から、「許諾推定規定のガイドラインの策定」について、意見を述べる貴重な機会をいただき、大変感謝しております。</p> <p>MPAを構成する各社は、著作権者として、著作物に対する強固な著作権保護に価値を置いています。著作権者が、一般の人々が楽しめる新たな著作物を創作し続けていくためには、既存著作物の自発的なライセンスを通じて、金銭的な対価を得ることが不可欠です。</p> <p>再送信に関しては、国際著作権法では、排他的権利の行使可能範囲について一定の制限を容認していますが、係る制限の範囲については限定的でなければならず、かつ、国際著作権法規範の範囲に適合するものでなければなりません。</p> <p>著作権者に対し、個別の許諾なく放送事業者によるインターネット上におけるコンテンツの伝達（同時送信であると異時送信であると問わず）を容認することを要求することは、日本が、ベルヌ条約、TRIPS及びWIPO著作権条約を含む国際的な義務に潜在的に違反することを意味します。</p> <p>日米二国間の経済関係は、世界で最も強固で深い経済パートナーシップの一つであり、相当量の貿易と投資を特徴としています。この日米間の深いパートナーシップの精神に則り、我々は日本政府に対し、貿易と投資に広範な影響を及ぼす可能性がある、国際的な著作権規範を損なう政策を回避することを強く求めます。</p> <p>ガイドラインを作成するにあたっては、上記の点に留意することが極めて重要であると考えております。そして、ガイドラインは、著作物のライセンスの原則の例外として、改正内容による著作物の同時配信等の推定許諾は、非常に限定された場合のみ適用されるものあることを明らかにするものでなければならぬと考えます。</p> <p>さらに、我々は貴庁に対して、コンテンツのライセンス活動に対してこの著作権法の改正やガイドラインが与える多大な影響に配慮して、毎年、改正内容のみならず、ガイドラインの継続した見直しを行うことを求めます。</p> <p>(1) 著作物等 著作権法の改正（第63条第5項）の理由は、写真、記事、映像等の借用素材の権利処理が困難であるという点であったと理解しています。また、テレビ・チャンネルにおいて放送される映画やテレビ番組に関して委員会で議論がなされた経緯は見受けられません。そのような背景からすれば、改正法の適用が許容される「著作物等」とは、TV番組で利用された借用素材に限定されるもの理解しておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。</p> <p>なお、我々は、改正内容は上記の借用素材に限定して適用されるものと理解しておりますが、もし改正内容を借用素材の範囲を超えて適用することが改正法において意図されていたとしても、我々の以下の主張は、映画やテレビ番組の放送同時配信等にも同様に当てはまるものであることには、ご留意ください。</p> <p>(2) 放送同時配信等 映画やテレビ番組の再送信は、独立した別個のライセンスを著作権者から取得することが必要な商行為であり、インターネットが発達した現在において、コンテンツをオンラインで配信・再送信することは、そのコンテンツ配信の市場において、非常に重要な商業的な価値を有しています。かかる観点から、「放送同時配信等」には、放送番組と同時に配信されない、「追っかけ配信」や「見逃し配信」は含まれないものと理解しています。</p> <p>(3) 放送同時配信等が認められる地域 放送同時配信等が認められる地域は、放送同時配信等が日本の著作権法に基づき認められるものである以上当然に、日本国内に限定されます。また、例外的に認められる放送同時配信等である以上、その配信方法は、安全で、クローズドな視聴環境に限定されるべきです。すなわち、本条の適用対象は、日本国内にサーバーが置かれ、日本国内での配信を目的とする放送同時配信等に限られるべきであり、その場合には、国外から配信されるTV番組にアクセスすることができないよう、ジオブロッキングの機能が導入されていることが必要と考えます。したがって、以下の一文をガイドラインに盛り込まれるべきであると考えます。</p> <p>(文言案) 「放送同時配信等が認められる地域は、日本国内に限定される。放送事業者が放送同時配信等を行う場合は、配信されるTV番組に国外からのアクセスを防止する措置（例えば、ジオブロッキングの導入など）を講ずることが必要である。」</p>	<p>1) 著作物等について ・法律上、対象となる著作物の範囲が限定されていないため、原案のとおりとさせていただきます。なお、ライセンス取引の対象となる映像作品についても、ガイドラインに記載のとおり、それが書面等により利用範囲を明示して契約を締結される場合には本規定の対象外となると考えられます。</p> <p>2) 放送同時配信等について ・法律上、「放送同時配信等」は一定期間の「見逃し配信」までが対象とされているため、原案のとおりとさせていただきます。なお、「放送同時配信等」の範囲については、一定期間の見逃し配信を超えて行われるオンデマンド配信までを対象とするものではないため、その範囲について I. に注釈として明記しました。</p> <p>3) 放送同時配信等が認められる地域について ・法律上、「放送同時配信等」の対象は、日本国内の配信に限定されないため、原案のとおりとさせていただきます。</p>

3	団体	在日米国 商工会議 所	<p>1) 著作物 日本政府は、改正著作権法第63条第5項の適用を、写真、記事および視聴者が制作した映像（いわゆる、User Generated Contents）のような、テレビ番組に使用される借用素材に限定することを提案します。改正法は、ライセンス取引の対象となる映像作品を明示的に除外すべきです。</p> <p>2) 放送同時配信等 商行為によって制作された、放送同時配信等に、著作権者から独立した別個のライセンスを必要とする、映画やテレビ番組を「追っかけ配信」や「見逃し配信」から除外するよう日本政府に提案します。</p> <p>3) 放送同時配信等が認められる地域 日本政府は、著作権者を保護するために、放送同時配信等を認める地理的範囲を、本規定によって利益を得る放送事業者によって、日本国内のみの配信を目的として、日本国内に設置されたサーバーから、日本国外からのアクセスを遮断するために必要なジオブロッキングの機能が導入された、安全でクローズドな視聴環境の中で配信されるものに、明示的に限定するべきだと考えます。</p> <p>4) 「3. 許諾の推定に係る条件等について」 本項は、許諾の推定に係る条件等の解釈と適用に、重大な懸念を生じさせます。日本政府は、ライセンス取引の対象となる映像作品に「許諾の推定」を適用することを、明示的に回避すべきです。これは、本規定の適用が著作権者の根本的かつ独占的な権利を損なうだけでなく、国際的な著作権規範からの著しい逸脱を表すものであり、また国際的な著作権者にとっての日本に対する投資や貿易の魅力を低下させることになるからです。</p>	<p>1) 著作物について、 4) 「3. 許諾の推定に係る条件等について」について ・法律上、対象となる著作物の範囲が限定されていないため、原案のとおりとさせていただきます。なお、ライセンス取引の対象となる映像作品についても、ガイドラインに記載のとおり、それが書面等により利用範囲を明示して契約を締結される場合には本規定の対象外となると考えられます。</p> <p>2) 放送同時配信等について ・法律上、「放送同時配信等」は一定期間の「見逃し配信」までが対象とされているため、原案のとおりとさせていただきます。なお、「放送同時配信等」の範囲については、一定期間の見逃し配信を超えて行われるオンデマンド配信までを対象とするものではないため、その範囲について I. に注釈として明記しました。</p> <p>3) 放送同時配信等が認められる地域について ・法律上、「放送同時配信等」の対象は、日本国内の配信に限定されないため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
4	団体	一般社団 法人日本 雑誌協会、 一般社団 法人日本 書籍出版 協会	<p>出版社と放送事業者は、著作物の利用にあたって緊密なパートナーシップを築いてきた。そのなかで育まれてきた信頼関係が、放送番組における著作物等の利用を円滑化するという目的のために毀損される事態は望ましいものではない。</p> <p>今回の改正法の最大の受益者は放送事業者であり、権利者側は著作権法第63条第5項に新設された「許諾の推定」という規定により、著作権者としての権利を制限されることになった。よって権利制限規定である「許諾の推定」の運用にあたっては、受益者である放送事業者により厳格で広範囲な義務が課せられるべきであり、権利者側に放送事業者と同等の義務が課せられることは合理的ではない。</p> <p>本ガイドラインは、放送事業者に対し、改正著作権法の運用にあたっての厳格なルールを定めるものとなるべきである。</p>	<p>放送事業者側に求められる条件・留意事項については御指摘のような観点も踏まえつつ、Ⅲ 1.等で具体的に記載しているところ。新法第 6 3 条第 5 項の規定が有効に機能し、もって視聴者の利便性に資するようにするためには、御指摘のように権利者側の懸念も十分に踏まえながら、放送事業者と権利者との間で安定的な運用が行われ、放送同時配信等が円滑に実施されることが期待されること。</p>
5	団体	読売テレビ 放送株式 会社	<p>ガイドライン案は、放送同時配信等の権利処理円滑化を目的とした改正著作権法の趣旨を踏まえた内容になっており、全体として評価できるものとする。ただ、権利処理作業に当たる放送事業者の現場担当者は、実際にどのような運用になるのか不安を感じている面もあるため、ガイドラインの周知にあたっては、現場担当者の疑問に答える説明会などを開催してもらいたい。加えて、運用開始後も、現場の実態に即してガイドラインを臨機応変に見直すことを検討いただきたい。</p>	<p>賛同の御意見として承りました。なお、本ガイドラインについては、十分な周知が行えるよう、放送事業者及び権利者の協力を得ながら文化庁及び総務省が連携して対応するとともに、実務上の課題などが生じた場合には速やかに見直しの検討を行いたいと考えております。</p>
6	団体	株式会社フ イズ・メデ ィア	<p>・「他方、権利者からは、この規定により不利な条件での契約を強いられるのではないかと懸念…」について 意見：懸念点を具体的に提示すべきです。放送コンテンツをあまねく伝達する手段として「放送同時配信等」があり、それを実現するため著作権法第63条第5項の「推定許諾規定」が設けられたので、それにより不利になる契約条件が何かかわかなければ、基本的事項を定める根拠になりません。</p> <p>・「視聴者・放送事業者・クリエイターを含む権利者の全てにとって利益となるのが重要である。」の文言について 意見：「視聴者の利益を第一とし、放送事業者・クリエイターを含む権利者にも不利益とならないことが重要である。」とすべきだと考えます。 法改正の趣旨は、あくまで視聴者の利便のためにインターネットを通じて放送コンテンツを伝達することであり、それには放送事業者や権利者は一定の責務を負っています。3者を同列にするのではなく、視聴者最優先の運用を趣旨・目的とすべきです。</p>	<p>・権利者からは、新法第 6 3 条第 5 項について濫用的な運用が行われることが懸念として挙げられていると認識しており、当該懸念を払拭しつつ、放送事業者においても安定的な運用を確保する観点から、Ⅱ. 基本的事項を記載しております。</p> <p>・今般の法改正は、視聴者、放送事業者、クリエイターを含む権利者の全てにとって利益となるような措置を講ずることを目的としており、本ガイドラインについても同様の考えのもと記載しております。</p>
7	団体	株式会社 テレビ東京	<p>放送番組には多様かつ大量の著作物等が利用されており、放送までの限られた時間内で、多くの権利者と同時配信等の利用条件について詳細な交渉を行うことは極めて困難である。放送事業者としては、新たに創設される許諾推定規定により、放送と放送同時配信等の権利処理のワンストップ化が図られ、権利処理の円滑化が実現することを期待する。ガイドラインにより、権利者側の懸念を払拭しつつ、放送事業者が著作物等を安定的に利用することを可能とし、結果、視聴者の利便性に資することが重要と考える。今後、放送同時配信等が本格化し、許諾推定規定および本ガイドラインの運用にあたり、実務上の課題等が生じた場合には、適時適切に見直しの検討を行うよう要望する。</p>	<p>本ガイドラインについて、実務上の課題などが生じた場合には速やかに見直しの検討を行いたいと考えています。</p>
8	団体	株式会社 TBSテレビ	<p>本ガイドライン案は、権利処理円滑化を目的とした改正著作権法の趣旨にもとづく内容であり、基本的に賛同します。 今後、放送同時配信等が本格化し、許諾推定規定および本ガイドラインの運用にあたり、実務上の課題等が生じた場合には、適時適切に見直しの検討を行うよう要望します。</p>	<p>本ガイドラインについて、実務上の課題などが生じた場合には速やかに見直しの検討を行いたいと考えています。</p>

9	団体	日本テレビ放送網株式会社	<p>【全体・前提】放送同時配信等の権利処理円滑化を目的とした今般の法改正内容を補完するためのガイドライン案の全体的な主旨について賛成する。</p> <p>【各論】二つ目の後段：「この規定により放送と放送同時配信等の権利処理がワンストップ化され、放送同時配信等が円滑に実施されることが期待される」について、今般の法改正においては、権利者・利用者双方にとって放送同時配信等の権利処理が円滑に実施されることが期待されるところ、実務上、従来の放送業務に、更にそれ以上に煩雑な内容の契約締結処理や意思表示確認作業、各種情報公開作業等が加わることになることから、場合によっては、別途、人やコストの手当が必要となる。従って、最後の〇にもあるように、より円滑化を推進するためには、本ガイドライン策定後も、実際の運用状況を踏まえつつ、時代に即した見直し・改訂が引き続き必要に応じて随時継続的に行われることを希望する。</p>	本ガイドラインについて、実務上の課題などが生じた場合には速やかに見直しの検討を行いたいと考えています。
10	団体	北海道文化放送株式会社	<p>(1P) 今後の放送・配信の、融合・相互発展を考える上で、よりスムーズな著作権等の権利処理プロセスが必要不可欠であり、「放送と放送同時配信等の権利処理がワンストップ化され円滑に実施」されるように規定を新設することは、時代のニーズに沿った判断であり、賛同できるものです。</p> <p>その際には当然、視聴者・放送事業者・権利者にとって不利益とならないルールが必要との判断も納得性があり、ガイドライン化して解釈運用の指針を示すことは非常に重要だと考えます。</p> <p>また、こうした趣旨・目的を踏まえ、権利処理に関しては煩雑なものや複雑なものとしないうち注意が必要であり、その考えに則った指針を示すべきと考えます。</p>	賛同の御意見として承りました。
11	団体	一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟	<p>・番組製作会社はその制作する番組によっては映画の著作物の著作権者としての立場を持つことがあり、制作者としての面だけではなく権利者であるということも認識していただきたい。各項目に「権利者」とだけ記載されているが、上記のことを考慮し、「権利者」の定義を、ガイドラインに明記していただきたい。</p> <p>・放送同時配信等の円滑な実施のため、という理由で、権利者側の懸念が置き去りにされないような“歯止め”がガイドラインに望まれます。放送同時配信等は現行実施されている番組の配信と同様に、放送番組の二次利用にあたる理解しています。従って、過去番組のリポート放送の際に行われる放送同時配信等については、その番組の権利者である製作会社にもその許諾条件等の提示を求めるとともに、リポート放送の放送料と放送同時配信等の使用料は別に支払われるべきものと考えます。また、当然ではありますが新規に制作された番組についてもその制作費とは別に放送同時配信等の使用料は支払われるべきと考えます。</p> <p>これらの観点から、三つ目の〇は以下のような修正を提案します。</p> <p>原案</p> <p>○ 他方、権利者からは、この規定により不利な条件での契約を強いられるのではないかと懸念が示されている。本規定が有効に機能するためには、放送事業者と権利者との間で安定的な運用が行われることが望まれるものであり、権利者側の懸念も十分踏まえながら、放送事業者と権利者が合意の上で一定のルールを形成する必要がある。</p> <p>修正案</p> <p>○ 他方、権利者からは、この規定により不利な条件での契約を強いられるのではないかと懸念が示されている。本規定が有効に機能するためには、放送事業者と権利者との間で安定的な運用が行われることが望まれるものであり、権利者側の懸念も十分踏まえながら、放送事業者と権利者が、放送同時配信時の番組使用料等について、合意の上で一定のルールを形成する必要がある。</p>	<p>・本ガイドラインでは、著作権等の権利を有する者を指して「権利者」との文言を用いており、「映画の著作物の著作権者」もこれに含まれます。原案でも文意が明らかであると考えられるため、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>・また、対価の支払いについては、II. で「放送同時配信等に当たっては、放送とは別に正当な対価が支払われることが権利者から望まれており、放送事業者は、あらかじめ権利者と対価の支払いに関する話し合いを丁寧に行う必要がある。」、III. 1. で「対価の支払いを伴う著作物等の利用について、放送のみを行う場合と、放送と放送同時配信等を併せて行う場合の対価の相場が異なる場合には、後者の対価を支払うこと」を明記しており、これらにより当事者間で円滑な協議が行われることが望まれます。</p>
12	団体	一般社団法人日本動画協会	<p>・放送同時配信等には同時配信・一定期間の見逃し配信・追っかけ配信が含まれると理解しているが、それぞれの定義をガイドラインに明示して欲しい。</p>	御指摘を踏まえ、「放送同時配信等」の定義について、I. に注釈として記載しました。
13	団体	株式会社テレビ朝日	<p>本ガイドライン案は改正著作権法第63条第5項の趣旨にもとづく内容であり、基本的に賛成します。あわせて以下のとおり要望します。</p> <p>・本ガイドラインのとおりまとめにあたっては、本意見募集に提出される意見を含め、権利処理円滑化と権利保護がバランスよく配備されるよう、広い視点から慎重にご検討頂くことを要望します。</p> <p>・改正著作権法および関係するガイドライン等に関し、幅広く周知頂くことを要望します。</p> <p>・今後、放送同時配信等が本格化し、許諾推定規定および本ガイドラインの運用にあたり、実務上の課題等が生じた場合、あるいはさらなる権利処理円滑化に繋がらう技術開発等新たな事情が生じた場合には、改正法附則に定めるフォローアップを待たず、適時適切に見直しの検討を行うよう要望します。</p>	賛同の御意見として承りました。なお、本ガイドラインについては、十分な周知が行えるよう、放送事業者及び権利者の協力を得ながら文化庁及び総務省が連携して対応するとともに、実務上の課題などが生じた場合には速やかに見直し・改訂の検討を行いたいと考えています。
14	団体	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作権隣接センター	<p>○ 本ガイドライン(案)では、許諾推定規定は「放送事業者から示された、放送番組に用いられる多様な著作物等について、放送までの限られた時間内で異なる相手先と利用条件等について詳細な交渉を行うことが極めて困難であり、放送同時配信等の権利処理に当たっての負担となっている」との趣旨が述べられています。</p> <p>○ しかしながら、放送事業者は、放送番組への出演依頼をするにあたっては、俳優や歌手、演奏家、舞踊家などの実演家に対して利用方法や許諾条件、出演料などを明示して、出演交渉にあたるのが原則であります。</p> <p>○ また、当センターは、文化審議会著作権分科会「基本政策小委員会」による『放送番組のインターネット同時配信に係る権利処理の円滑化に関する中間まとめ』(以下「中間まとめ」という)に関する意見募集においても、映像実演に関する権利処理の状況から、許諾推定規定を導入する必要性について疑問であり、むしろ確立している業界ルールとの関係で混乱を生じる恐れがあり、しかも、放送又は有線放送の許諾には、契約の別段の定めがない限り、録音又は録画の許諾を含まないとする著作権法第63条第4項の規定による権利保護の観点及び法的整合性からも疑問があることを指摘したところです。</p> <p>○ 以上を踏まえ、本ガイドラインが策定され、実施・運用にあたっては、許諾推定規定が適用され得るのは、ごく限られた例外的な場面に限定されるべきです。</p>	御意見として承りました。

15	団体	日本放送協会	<p>「本規定が有効に機能するためには、放送事業者と権利者間で安定的な運用が行われることが望まれるものであり、権利者側の懸念も十分に踏まえながら、放送事業者と権利者が合意の上で一定のルールを形成する必要がある」というガイドラインの趣旨、および「規定の運用に当たって、権利者側の懸念を払拭しつつ、放送事業者が著作物等を安定的に利用することを可能とし、視聴者の利便性に資するよう、法第63条第5項についての解釈・運用の指針を示す」というガイドラインの目的に賛同します。</p>	賛同の御意見として承りました。
16	団体	全国芸能従事者労災保険センター	<p>○他方、権利者からは、この規定により不利な条件での契約を強いられるのではないかの懸念が示されている。本規定が有効に機能するためには、放送事業者と権利者との間で安定的な運用が行われることが望まれるものであり、権利者側の懸念も十分に踏まえながら、放送事業者と権利者が合意の上で一定のルールを形成する必要がある。</p> <p>上記に関して、一定のルールの明示があれば尚よいと存じますので、今後のルール形成を希望します。</p> <p>○放送同時配信等の権利処理の円滑化に当たっては、視聴者・放送事業者・クリエイターを含む権利者の全てにとって利益となることが重要である。本ガイドラインは、こうした状況や規定の趣旨を踏まえ、規定の運用に当たって、権利者側の懸念を払拭しつつ、放送事業者が著作物等を安定的に利用することを可能とし、視聴者の利便性に資するよう、法第63条第5項についての解釈・運用の指針を示すことを目的とする。</p> <p>上記に関して、権利者側の懸念は、従前より二次使用に関して知識不足であったり、適切な支払いを受けているか不明であったりすることから生じていると考えられます。（例：第3回検討会資料1-7のQ2、Q3、Q4、Q8）適切なご対応を希望します。</p> <p>○なお、本ガイドライン策定後も実際の運用状況を踏まえて必要な見直し・改訂を行うこととする。上記に関して、期間を定めていただけたら、より良いと存じます。新しいシステムになるため早期がふさわしく、1年～2年が適切と考えられます。</p>	今後の周知等に当たっての参考とさせていただきます。また、実務上の課題などが生じた場合には速やかに見直しの検討を行いたいと考えています。
17	団体	株式会社静岡第一テレビ	<p>【全体】放送の同時配信等における権利処理の円滑化を目的とする規定の運用に当たり、権利者側の懸念を払しょくしつつ、我々放送事業者が著作物等を安定的に利用することを可能とし、視聴者の利便性に資するための指針を示すという、本ガイドライン案の主旨に賛同する。</p> <p>【各論】2つ目の○にある放送事業者から示された課題は、当社においても十分にあてはまるものであり、人間的にも限られる中、放送同時配信等を推し進める上での大きな課題となっている。権利者側の懸念を払しょくすることにも配慮しながら、最後の○にある通り実際の運用状況を踏まえた見直しや改訂を随時行い、本規定を有効なものにしていくことが重要と考える。</p>	賛同の御意見として承りました。
18	団体	一般社団法人日本新聞協会	<p>「この規定により放送と放送同時配信等の権利処理がワンストップ化され、放送同時配信等が円滑に実施されることが期待される」という目的意識には大いに賛同するところである。最初の段階でのワンストップ処理が最も望ましいあり方であり、それを大原則とする方向性に異論はない。</p> <p>とはいえ、案の中で指摘されている「この規定により不利な条件での契約を強いられるのではないかの懸念（権利者）」については、ガイドライン検討会の中でも繰り返し発言があったことから、ガイドラインについて100%の信頼が構築されたかどうか、不安視する著作権者もいると思われる。具体的な契約運用の中で、最も注意すべき点と考える。</p>	賛同の御意見として承りました。
19	団体	一般社団法人日本映像ソフト協会	<p>改正法63条5項は、著作権者が放送又は有線放送を許諾すると放送同時配信等を許諾したと推定する規定で、私法の指導原理である私的自治の原則、契約自由の原則を、利用者として著作権隣接権者の利益のために修正する制度で、諸外国では採用されていない制度だと思われる。</p> <p>それだけに、この規定は厳格に適用されるべきものであると考えます。</p> <p>その点、参議院文部科学委員会における文部科学副大臣の答弁、衆参両院の文部科学委員会における文化庁次長答弁は、以下のように述べておられますので、その答弁に沿った厳格な運用をなされることを要望いたします。</p> <p>「今回新たに創設される許諾推定規定は、たとえば、時間的な制約により同時配信等の具体的な契約を交わすことができなかった場合や同時配信等の可否を明示的に確認できないような場合など同時配信等の権利処理が困難な場合に利用されることを想定した規定でございます。</p> <p>このような事情がない場合には、同時配信等で用いることを明示した契約を明確に締結していただくという原則に立ち返ることが重要であるというふうに考えております。」</p> <p>ガイドラインの策定においても、この答弁に沿った内容とされることを要望いたします。</p> <p>4番目の丸については、「権利者」の文言を入れていただき感謝申し上げます。</p> <p>財産権としての著作権の享有主体は「クリエイター」とは限りませんので、財産権としての著作権の享有主体すべての利益を考慮されることを要望いたします。</p>	賛同の御意見として承りました。

20	団体	日本弁理士会	<p>(1)。「放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン(案)」にて提案された「放送同時配信等の許諾になつての基本的事項」、「許諾の推定に係る条件等」、「留意事項」の内容に関し賛同する。</p> <p>本ガイドラインは、著作権法の一部を改正する法律(令和3年法律第52号)による改正後の著作権法第63条第5項に規定される放送同時配信等の許諾に関し、放送と放送同時配信等の権利処理のワンストップ化及び、昨今の放送同時配信のニーズの高まりに呼応した円滑な放送事業の実施が担保できる一方、著作権者の権利が不当に利用されないように、両者のバランスに配慮した内容となっているものであり、法改正後、迅速にガイドライン案を作成、公表いただいたことに感謝する。</p> <p>(2)．本ガイドラインが、上記改正法の内容とともに、放送事業者のみならず、番組制作会社に対しても、また著作権者に対しても、周知が図られる効果的な手法に基づき周知していただきたい。特に権利者は個人である場合も多く、また今後著作権者となる個人もいることから、関係団体や協会等を通じて、施行までの間、また必要に応じて施行後においても、概略を記載したパンフレットを配布する等の工夫をいただき、一般国民にもわかりやすい手法で周知いただきたい。</p> <p>(3)．また本ガイドラインが運用されることとなった後、随時、その運用状況を検証・評価いただき、必要に応じて、両者のバランスに配慮した改訂を迅速にさせていただくことを希望する。</p>	<p>(1)について ・賛同の御意見として承りました。</p> <p>(2)について ・今後の周知等に当たつての参考とさせていただきます。</p> <p>(3)について ・本ガイドラインについては、実務上の課題などが生じた場合には速やかに見直しの検討を行いたいと考えています。</p>
21	団体	株式会社フジテレビジョン	<p>本ガイドラインは、権利処理円滑化を目的とした著作権法改正に基づくものであり、その趣旨には基本的に賛同します。</p> <p>ただし、今後の運用実態を随時検証すること、そして権利処理円滑化の妨げとなる問題が生じている場合には本ガイドラインを随時改訂していくこと、を要望します。</p>	<p>賛同の御意見として承りました。なお、本ガイドラインについては、実務上の課題などが生じた場合には速やかに見直しの検討を行いたいと考えています。</p>
22	団体	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟	<p>視聴者目線に立って利便性の高いコンテンツを流通させるためには、同時配信等のサービスの利活用がなお一層重要になると考えます。</p> <p>本ガイドラインに示されたにルールに則り円滑に権利処理が行われることは視聴者・放送事業者・権利者の全てにとって有益であると考えます。</p>	<p>賛同の御意見として承りました。なお、本ガイドラインについては、実務上の課題などが生じた場合には速やかに見直しの検討を行いたいと考えています。</p>

## II. 放送同時配信等の許諾に当たっての基本的事項

通し番号	個人 団体	提出者	意見	考え方
1	団体	一般社団法人日本音楽著作権協会	「書面（メールやSNSのメッセージ等の電磁的記録を含む。以下同じ。）により利用範囲を明らかにして契約を締結する場合や、集中管理がされている著作物等について契約を締結する場合には、契約時点で放送同時配信等での著作物等の利用の有無が明確になっていると考えられるため、本規定の適用はない」という考え方は妥当であり、これを支持する。 「放送同時配信等に当たっては、放送とは別に正当な対価が支払われることが権利者から望まれており、放送事業者は、あらかじめ権利者と対価の支払いに関する話し合いを丁寧に行う必要がある。」という点については、空文化することのないよう、政府としても状況の把握、放送事業者等への指導など積極的な関与を継続していただきたい。	賛同の御意見として承りました。
2	団体	日本行政書士会連合会	賛成である。契約現場の慣行にも則ったルールであると考える。	賛同の御意見として承りました。
3	団体	米国人モーションピクチャーアソシエーション 日本子会社	○の2つ目に記載されている「放送同時配信等の可否を明示的に確認できないような場合」が不明確です。 「放送同時配信等の可否を明示的に確認できないような場合」とは、放送までの時間が限られており、著作物等を放送番組に利用する契約において放送同時配信等の可否が明確に確認できない場合であると理解しております。さもなければ、同時配信が許諾されているか単に分らない、又は契約書に記載されていないという理由だけで、放送同時配信等が認められることになってしまいます。上記の理解で正しいようであれば、その点が明らかになる表現にご修正ください。また、上記の理解とは異なるようであれば、「放送同時配信等の可否を明示的に確認できないような場合」を削除してください。 ○の7つ目について、「書面（メールやSNSのメッセージ等の電磁的記録を含む。）により利用範囲を明らかにして契約を締結する場合」は、本条の適用がないものと考えられていますが、この「電磁的記録」には、権利者のホームページや権利者が所属する団体のホームページも含まれてしかるべきであると考えます。このように解したとしても、放送事業者には何らの不利益を被らせるものではありません。このように、権利者や権利者が所属する団体のホームページ上に、著作物の利用範囲を明らかにする旨の記載があれば、本条は適用されない理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおり、「放送同時配信等の可否を明示的に確認できないような場合」は、放送までの時間が限られている場合について記載しています。原案でもその点は明確であると考えられるため、原案のとおりとさせていただきます。 御指摘の記載は、具体的な契約の締結の場面を想定しており、この「電磁的記録」は主としてメールやSNSのメッセージ等を想定しています。
4	団体	一般社団法人日本雑誌協会 一般社団法人日本書籍出版協会	著作物の放送における利用については、契約書ないしそれに準じる書式によって、予め放送の範囲とその対価について明確に定めるべきである。すでに放送現場においては、同時配信や追っかけ配信等の異時配信、アーカイブ等に収納しての配信といった新たな放送形態が広くおこなわれている。今後の許諾交渉にあたっては、これら放送同時配信等を行うことを前提に、許諾交渉を行うべきである。 出版社が放送事業者に許諾提供している著作物のなかには、出版社自身が著作権者である著作物だけではなく、出版社が著作権者より許諾を得て使用している著作物が多数含まれている。こうした事情から、放送における利用の許諾については、その条件も含め出版社だけでは判断できないものが多数存在している。よって利用範囲が事前に明示されることがたいへん重要であり、ガイドライン案にある、放送事業者において「留意する必要がある」や「望ましいこと」といった表現ではなく、もっと強い注意義務が課されるべきである。 法第63条第5項が設けられたのは、放送までの時間が限られており、放送番組での著作物等の利用の契約に際して、やむを得ず放送同時配信等についての具体的な契約を交わすことができないような場合や、放送同時配信等の可否を明示的に確認できないような場合等が想定されるからである。 したがって、書面（メールやSNSのメッセージ等の電磁的記録を含む。以下同じ。）により利用範囲を明らかにして利用許諾を申し込んだり、契約を締結する場合には、放送同時配信等による利用を明示していない場合には、本規定の適用はない（放送同時配信等を実施しない旨を明示している）ことを明確にすべきである。 また、放送事業者は同時配信や異時配信、ストリーミング放送といった新たな放送利用形態から広告料収入を含め収益を得ている。こうした新たな利用形態からの収益は、当然権利者側に分配されるべき性質のものであり、従前の対価と変わらない金額で新たな放送利用形態の許諾を得ようとする行為は慎むべきである。	本ガイドラインは法律の規定についての解釈 運用を定めるものであり、法律に規定のない義務を新たに記載することは困難です。 利用範囲の明示については、権利者の保護を図つつ、同時配信等による円滑な利用を阻害しないように原案のような表記としたところです。
5	団体	一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構	aRmaは現在、同時配信を行う放送事業者等とは密接な関係にあり、放送番組の様々な利用について団体として放送事業者等から使用料を徴収し権利者に分配しています。 同時配信等についても、すでに同時配信を実施しているNHKとは同時配信を実施するにあたっての対価及び運用に関する手続きに合意 運用しています。 今後、同時配信を開始することが見込まれる在京民放キー局5社とも、同時配信の実験等を通じて課題について情報交換を進めており、団体としての権利処理ルールの必要性について双方認識しているところです。 従って、本ガイドラインに「集中管理がされている著作物等について契約を締結する場合には、（中略）本規定の適用はないものと考えられる」と記載されている通り、集中管理団体であるaRmaに属する権利者についてはaRmaへの参加形態（一任、非一任）を問わず、許諾推定の規定が適用されないことを確認しておきたいと思います。	御指摘の「集中管理」には、いわゆる一任型のみならず非一任型も含まれると考えます。
6	団体	株式会社ワイズメディア	・全体として 意見：放送事業者に足枷をはめる運用を強いており、賛同できません。 「推定許諾規定」について文化庁は、現行制度の課題として「明確に同時配信等の許諾も得る必要」があることを挙げ、これに対し法改正によって「権利者が別段の意思表示をしていなければ、同時配信等での利用も許諾したものと推定」することで「権利処理がワンストップ化される」と説明しています。 しかし同案においては「契約と放送同時配信等を行うまでの間に余裕ができた場合には、再度契約内容について確認を行うことが望ましいこと。」や「一度契約を締結した場合でも、利用範囲を明確にするため、必要に応じて権利者に対して確認を行って契約を締結し直すなど、柔軟に対応することが望ましいこと。」など、「権利処理のワンストップ化」という法改正の趣旨に反する事項が記載されており、矛盾を露呈しています。	新法第63条第5項は、放送と放送同時配信等の権利処理のワンストップ化を企図するものですが、当事者の許諾の範囲の認識に齟齬が生じると結果的に安定的な運用が行われなくなる恐れがあることから、運用の安定性を担保する観点からも、契約する上で望ましい点として記載しています。
7	団体	株式会社テレビ東京	放送同時配信等に当たっては、あらかじめ権利者と対価の支払いについて丁寧に話し合いを行うことが求められており、権利者側においても、放送同時配信等を明確に拒否する意思や条件面に関する意思等を有しているときは、事後的なトラブルを回避する観点からも、放送事業者に対して、あらかじめ「別段の意思表示」を適切に行う必要があると考えます。	御意見として承りました。



8	団体	北海道文化放送株式会社	<p>(2P) 放送同時配信等の許諾に当たっての基本的事項についての考え方は、十分説得力のあるものと受け止めています。</p> <p>今後の解釈 運用の際に注意しなければならない点として、著作権法の規定(63条第5項)の適用範囲を明確にすることが必要と考えます。</p> <p>放送同時配信等の可否を明示的に確認できない場合で、書面等にもうたわれておらず、しかも「別段の意思」が表明されていない場合の判断など、より具体的かつ詳細に例示することが求められていくかと考えています。「契約と放送同時配信等を行うまでに余裕ができた場合」とは目安として具体的にどれくらいの「期間」なのか、また期間以外の要素も含まれるのか、「別段の意思表示を適切に行う」の「適切」と判断される方法の例示など、様々な事例を検証し、あいまいさをなくしていく積み重ねが必要です。</p> <p>そのためには、運用状況の定期的な検証を行い、ガイドラインの版を重ねて具体的な事例を例示的に組み入れるなど、放送事業者と権利者双方にとってわかりやすい指針となっていくことを期待します。</p>	<p>本ガイドラインについては、実務上の課題などが生じた場合には速やかに見直しの検討を行いたいと考えています。</p>
9	団体	一般社団法人日本テレビ番組製作社連盟	<p>現行の配信においては、製作会社が著作権を保有する番組においても、一部の放送局を除き配信にかかる権利処理は利用主体である放送事業者側で行っているのが一般的です。製作会社への負担の軽減も鑑み、今後の放送同時配信等においても現行同様の対応を求めます。</p> <p>今後、新たな番組制作時において放送同時配信等の各権利処理業務を製作会社に委ねるとした場合には、それにかかる権利処理費用と管理費は番組制作費とは明確に仕分けし別建てとすることを求めます。その点が曖昧なままであると、番組制作費に放送同時配信等の権利処理費が包含されてしまい番組制作費の切り下げになり、実質的な減額や買いたたきになりかねない危惧が大いにあります。各権利者団体からは、権利処理を円滑に行うには放送事業者側の体制をより充実すべきとの提言もありますが、権利処理の明確なマニュアルとその運用の説明を責任もって行って欲しいと思います。</p> <p>放送事業者と製作会社間の契約上の話し合いに委ねられることでもありますが、上記観点から、ガイドラインでは、前項でも指摘した放送権料と同時配信使用料、権利処理のルール等について、より具体的な記述しておくことが重要と考えます。よって、下記項目を以下のように修正することを提案いたします。</p> <p>原案</p> <p>○ なお、放送同時配信等に当たっては、放送とは別に正当な対価が支払われることが権利者から望まれており、放送事業者は、あらかじめ権利者と対価の支払いに関する話し合いを丁寧に行う必要がある。</p> <p>修正案</p> <p>○ なお、放送同時配信等に当たっては、放送とは別に正当な対価(同時配信使用料、放送事業者以外が行う場合の権利処理費用等)が支払われることが権利者から望まれており、放送事業者は、あらかじめ権利者と対価の支払いに関する話し合いを丁寧に行う必要がある。</p>	<p>今後の周知等に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>対価の範囲については、御指摘のとおり当事者間の契約交渉に委ねられる事柄であるため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
10	団体	一般社団法人日本動画協会	<p>「放送事業者の側から同時配信等への利用について許諾を求めること」は放送事業者に必ず実施して欲しい。</p> <p>放送同時配信等は著作権法上放送とは権利が異なるため、「放送とは別に正当な対価が支払われること」は必須であり、これに違反する放送事業者があった際には総務省から厳しく指導して欲しい。</p> <p>放送事業者はアニメ製作会社のみならず多くの権利者に対して優越的地位にあり巨つ企業規模が大きく契約業務に携わる人材も相当数抱えていることから、権利者が「別段の意思表示」を適切に行うために、意思表示の書面サンプルを作成してガイドラインに添付するのが適切ではないか。</p> <p>製作委員会方式を採用するアニメ作品については、「書面により利用範囲を明らかにして契約を締結する場合」に該当し、「本規定の適用はないものと考えられる」ケースにあたるものと理解している。</p>	<p>今後の運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>「別段の意思表示」は当事者間の契約実態に照らして様々な在り方が考えられることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
11	団体	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター	<p>○ 本ガイドライン(案)では、「集中管理がされている著作物等について契約を締結する場合には、契約時点で放送同時配信等での著作物等の利用の有無が明確になっていると考えられるため、本規定の適用はないものと考えられる」と述べています。</p> <p>○ さらに言えば、送信可能化に係る権利が集中管理されている場合、実演家などの権利者は、当該権利の行使について集中管理団体に委ねていることは明らかである以上、放送の許諾において、放送同時配信等の許諾を保留しており、「当該許諾に際して別段の意思表示」をしているものとして取り扱うべきです。また、権利者が放送に関する権利を集中管理団体に委託しているという事実は、放送同時配信等の許諾の推定を覆すに十分なものと評価すべきです。</p> <p>○ したがって、本ガイドラインにおいても、集中管理団体に属する権利者については、著作権法第63条第5項の要件にも該当しないことを明記し、許諾推定規定の対象とならないことを明らかにすべきです。</p>	<p>Ⅱ. において、「集中管理がされている著作物等について契約を締結する場合には、契約時点で放送同時配信等の利用の有無が明確になっていると考えられるため、本規定の適用はないものと考えられる。」と記載しております。</p>
12	団体	日本放送協会	<p>許諾の推定規定は、条文上、同時配信等を行う放送番組のカテゴリーなどを限定していないため、本ガイドライン案においても、特定の番組ジャンルの例示などがされていないことは適当と考えます。</p> <p>本項については、許諾の推定規定が創設されたものの、「基本的に権利者に許諾を得る必要があり、放送同時配信等での利用に当たっても、その旨を明示して許諾の交渉を行うことが原則」とまず最初に明記されており、全体的に権利者側に十分配慮した内容となっていると考えます。</p>	<p>賛同の御意見として承りました。</p>

13	団体	全国芸能従事者労災保険センター	<p>○ 著作権法上、著作物等を利用する場合には、基本的に権利者に許諾を得る必要があり、放送同時配信等での利用に当たっても、その旨を明示して許諾の交渉を行うことが原則である。 上記に関して、賛成です。権利者本人が許諾したことを確実に認識できるようにお願いいたします。</p> <p>○ 権利者側が、放送同時配信等において、自身の著作物等が利用されているかを逐一把握することは困難であるため、仮に上記のような事情が無い場合には、放送事業者は、原則に立ち返って、放送同時配信等で用いることを明示して契約を締結する必要 がある。 上記に関して、明示の方法がどのようなものになるのかお示しいただきたいと存じます。いくつかのヒアリング団体から意見があったように、契約書に加えてデジタル管理がなされ、権利者がいつでも確認できるとよいと存じます。</p> <p>○ また、本規定は利用範囲が不明確な契約を推奨する趣旨で設けられたものではないことから、上記のような事情がある場合でも、可能な限り、利用範囲を明示して許諾 の交渉を行うことが望まれる。 上記に関して、賛成です。</p> <p>○ 加えて、契約に当たっては、放送事業者において以下の点に留意する必要がある。 諸事情により、契約と放送同時配信等を行うまでの間に余裕ができた場合には、再度契約内容について確認を行うことが望ましいこと。 上記に関して、概ね妥当と存じますが、「諸事情により契約と放送同時配信などを行うまでに余裕ができた場合」とはどのようなケースか、具体例を明示していただきたいと存じます。</p> <p>一度契約を締結した場合でも、利用範囲を明確にするため、必要に応じて権利者に対して確認を行って契約を締結し直すなど、柔軟に対応することが望ましいこと。 上記に関して、賛成です。</p> <p>○ なお、放送同時配信等に当たっては、放送とは別に正当な対価が支払われることが 権利者から望まれており、放送事業者は、あらかじめ権利者と対価の支払いに関する 話し合いを丁寧に行う必要がある。 上記に関して、賛成です。</p> <p>○ また、権利者側においても、放送同時配信等を明確に拒否する意思や条件面に関する意思等を有しているときは、事後的なトラブルを回避する観点からも、あらかじめ「別段の意思表示」を適切に行う必要がある。 上記に関して、賛成です。</p> <p>○ なお、例えば、書面(メールやSNSのメッセージ等の電磁的記録を含む。以下同じ。)により利用範囲を明らかにして契約を締結する場合や、集中管理がされている著作物等について契約を締結する場合には、契約時点で放送同時配信等での著作物等の 利用の有無が明確になっていると考えられるため、本規定の適用はないものと考えられる。 上記に関して、「集中管理がされている著作物等」が何か? を明確に示していただきたいと存じます。</p>	<p>賛同の御意見として承りました。</p> <p>(契約書のデジタル管理について) 今後の施策立案等に当たった参考とさせていただきます。</p> <p>(集中管理がされている著作物等について) 著作権等管理事業者を通じて集中管理 (いわゆる非一任型を含む。) がされている著作物等を意味しており、現在の記載でも明確であると考えられるため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
14	団体	一般社団法人日本新聞協会	<p>「許諾の推定」が適用されるケースについては、「例えば、放送までの時間が限られており、放送番組での著作物等の利用の契約に際して、やむを得ず放送同時配信等についての具体的な契約を交わすことができないような場合や、放送同時配信等の可否を明示的に確認できないような場合等」と記載されている通り、限定的なものと考える。「本規定は利用範囲が不明確な契約を推奨する趣旨で設けられたものではないことから、上記のような事情がある場合でも、可能な限り、利用範囲を明示して許諾の交渉を行うことが望まれる」とされているのは当然である。</p> <p>「放送事業者は、あらかじめ権利者と対価の支払いに関する話し合いを丁寧に行う必要がある」「放送同時配信等を明確に拒否する意思や条件面に関する意思等を有しているときは、あらかじめ『別段の意思表示』を適切に行う必要がある」という放送事業者、権利者双方への注文については、今後も周知を続けていただくよう希望する。新聞協会としても適切な対応をとるよう、内部で周知したい。</p>	<p>賛同の御意見として承りました。</p>
15	団体	一般社団法人日本映像ソフトウェア協会	<p>1 番目から 3 番目の丸は、衆参両院の文部科学委員会における答弁をガイドラインに落とし込んだものだと思われまので、このように運用されることを要望いたします。</p>	<p>賛同の御意見として承りました。</p>
16	団体	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟	<p>放送同時配信等で用いることを明示して契約を締結する必要があることから、契約書に記載が推奨される事項 ポイントを本ガイドラインに付することを検討お願い致します。</p>	<p>契約書の記載事項については、当事者の判断に委ねられると考えられますが、今後の周知などに当たった参考とさせていただきます。</p>

### Ⅲ. 許諾の推定に係る条件等について

#### 1. 放送事業者側に求められる条件・留意事項

通し番号	個人 団体	提出者	意見	考え方
1	団体	日本行政書士会連合会	賛成である。留意点としても理解できる内容である。	賛同の御意見として承りました。
2	団体	一般社団法人日本雑誌協会、一般社団法人日本書籍出版協会	「許諾の推定」は、放送事業者が、許諾があったかどうかを推定する主体であり、その判断を行うにあたっての厳格な運用指針を定めるべきである。 とくに「許諾の推定」によって著作物等が利用され、対価の支払いを逃れるといった行為が行われることを権利者側は強く懸念している。この懸念を払拭するためには「許諾の推定」の運用にあたって「推定」される範囲を制限することが不可欠である。 すなわち「許諾の推定」が可能になるのは放送利用そのものの諾否に限られ、対価の支払いに関しては「許諾の推定」の対象にならないと明記すべきである。放送利用することを許諾した著作物等に関しては、それが放送形態を介して利用されることからは問題は生じないと推定されるが、放送以外の対価の支払いについても合意があったと推定することには無理がある。 「許諾の推定」によって、放送事業者が著作物等の利用を行った場合は、事後（放送利用後）であっても権利者側に利用の報告を行うこと、利用の対価について権利者側と協議し支払いを行うことを義務づけるべきである。	Ⅲ. 1. で「対価の支払いを伴う著作物等の利用について、放送のみを行う場合と、放送と放送同時配信等を併せて行う場合の対価の相場が異なる場合には、後者の対価を支払うこと」を明記しているところ、対価の支払いについて当事者間で意思の齟齬がないよう本規定が運用されることが望まれます。なお、御指摘のとおり、新法第63条第5項の推定の効力は、対価の支払いの合意について及ぶものではありません。  放送同時配信等で用いた著作物等の報告を行うことは、法律上も義務づけを行っておらず、必要要件とまでは考えていません。対価の支払いについては、Ⅱ. で「放送同時配信等に当たっては、放送とは別に正当な対価が支払われることが権利者から望まれており、放送事業者は、あらかじめ権利者と対価の支払いに関する話し合いを丁寧に行う必要がある。」Ⅲ. 1. で「対価の支払いを伴う著作物等の利用について、放送のみを行う場合と、放送と放送同時配信等を併せて行う場合の対価の相場が異なる場合には、後者の対価を支払うこと」を明記しており、これらにより当事者間で円滑な協議が行われることが望まれます。
3	団体	讀賣テレビ放送株式会社	1つ目の○②では、「放送事業者自らのホームページにおいて放送同時配信等を行っている放送番組の名称、時間帯や期間、配信プラットフォーム（ウェブサイトやアプリケーション）を公表していること」となっている。その趣旨は理解するが、放送日時が直前になって変更されることも少なくないため、運用にあたっては、柔軟な対応を求めたい。また、放送事業者の情報発信手段は多様化しており、状況に応じてホームページ以外の公表も認めてもらいたい。	放送日時等の変更が生じた場合にも柔軟な対応が可能となるよう、運用面においても周知してまいります。現時点では、公表の方法をホームページでの公開に限定していますが、施行後の状況を踏まえ、必要に応じて検討を行います。
4	団体	一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構	昨年9月に総務省から公表された「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン(第7版)」には「放送事業者は放送番組に出演する実演家の二次利用の報酬の取扱いにも影響を与える点に留意が必要である。」と記載されています。 これは、基本的に実演家の立場は弱く、たとえ契約段階で同時配信などの二次使用の取扱いが確認される場合であっても、不利な条件での応諾を求められる場合や、適正な二次使用料報酬が支払われないまま、実演家の権利が不当に買い取られる可能性が残っていることについての注意喚起が示されたものです。 許諾推定にあたっては、放送局が権利者に対し上記のように優越的な地位を濫用することなく、適正な水準で契約を締結することができるよう十分な配慮が必要と考えます。	今後の周知等に当たっての参考とさせていただきます。
5	団体	株式会社ワイズメディア	・「放送事業者自らのホームページにおいて放送同時配信等を行っている放送番組の名称、時間帯や期間、配信プラットフォーム（ウェブサイトやアプリケーション）を公表していること。」の文言について 意見：「放送番組の名称」を削除すべきだと考えます。 放送は災害緊急放送等によって急遽変更されることや、何らかの都合によって差し替えられることがあり、そのような場合にも、放送同時配信等が円滑にできるよう、法改正がなされたものであり、放送時間帯や期間、配信プラットフォームなどあらかじめ想定されるものとなり、放送番組の名称まで留意事項に加えることは、柔軟な運用を妨げることとなります。  ・「放送等を行う予定日時を明確に権利者に提示すること。」の文言について 意見：不要であり削除すべきだと考えます。 権利者との間には、放送において予定日などが必要に応じて提示されており、「放送等」という法文にも書かれていない文言を敢えて記載する必要性を感じません。  ・「契約から放送までの間に時間的余裕がある場合、放送同時配信等を行うとする放送事業者は、権利者に対して明示的に放送同時配信等での著作物等の利用の旨を伝える必要があり、その際、書面など明確に記録に残る方法で契約を締結することが望ましい。」の文言について 意見：「書面など明確に記録に残る方法で契約を締結することが望ましい」を「書面など記録に残る方法で権利者に明示すること」とすべきです。 著作権法第63条5項では、権利者が個別に意思表示していなければ「同時配信等を許諾したと推定」できるとなり、時間的余裕のあるなしという具体性の欠けた表現をもとに書面契約を求めることは法改正の趣旨に合わないと考えます。	放送番組の名称については、権利者が放送同時配信等の実施状況を把握するうえで重要な情報であると考えられるため、原案のとおりとさせていただきます。なお、放送番組について急きよの変更や何らかの都合により差し替えが生じた場合にも柔軟な対応が可能となるよう、考え方について周知してまいります。  御指摘を踏まえ、「放送等を行う予定日時を提示することが可能な場合は、これを明確に権利者に提示すること。」と修正しました。  許諾の推定規定は、放送までの時間が限られている等の理由により、やむを得ず放送同時配信等についての具体的な契約を交わすことができないような場合等の権利処理の円滑化のために設けられたものであり、時間的余裕がある場合には、原則に立ち返って書面など明確に記録に残る方法での契約が望ましいと考えられることから、原案のような表記としたところであります。
6	団体	日本テレビ放送網株式会社	一つ目の○②：情報公開については異論のないところだが、「放送事業者自らのホームページ」と限定的に記載することについては、昨今SNS等情報発信のためのツールも多様化しており、場合によっては、より低コスト目、より広く広く権利者の皆様に周知することができる可能性もことから、極力その選択肢に幅を持たせた表現にして頂くことを希望する。今回は対応が難しい場合も、今後は実態に合わせて、必要に応じて随時修正のための検討が継続的に行われることを希望する。	現時点では、権利者が知り得る公表の方法をホームページでの公開に限定しておりますが、施行後の状況を注視しつつ、必要に応じて検討を行います。

7	団体	関西テレビ放送株式会社	<p>【原案】 ○ 許諾交渉に当たっては、事後的なトラブルを回避する観点から、少なくとも次の点に留意する必要がある。 対価の支払いを伴う著作物等の利用について、放送のみを行う場合と、放送と放送同時配信等を併せて行う場合の対価の相場が異なる場合には、後者の対価を支払うこと。</p> <p>【意見】 上記部分に関し、対価の額や交渉に関する記載については、同時配信等の推定許諾の解釈とは直接関係しない事項であり、本ガイドラインに記載するのは適当ではないと考えます。 また、許諾推定規定が適用される具体的事例や適用されない具体的事例をガイドラインに記載することを要望します。</p>	<p>対価の支払いを伴う著作物等の利用について、放送のみを行う場合と、放送と放送同時配信等を併せて行う場合の対価の相場が異なる場合に、後者の対価が支払われないと、権利者側において許諾をしていないと主張される可能性があり、安定的な運用に支障が生じるおそれがあるため、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>適用される具体的事例や適用されない具体的事例については、今後の周知等において分かりやすく示してまいります。</p>
8	団体	北海道文化放送株式会社	<p>(3P) 放送事業者側に求められる条件、留意事項の列記のうち、②にある、放送事業者の権利者側への開示条件（HPでの放送同時配信等を行っている放送番組の名称 時間帯 期間 配信プラットフォームの公表、配信事業者を通じて同時配信している場合は配信事業者HPでの情報開示かつ同時配信実施状況に関する情報であることを明示して放送事業者HP上に配信事業者URLリンク掲載し公表することが可能であること）については、具体的表記期間についてもあらかじめ決めておくべきと考えます。 ③にある「利用許諾の際に、単に放送を行う旨を伝えただけでは放送のみを行う（放送同時配信等を実施しない）旨を明示したことに当たらない」という解釈を前提とすることは、新設される許諾推定規定を有効に機能させるために必要な解釈と受け止めます。 番組制作会社など、要件を満たす放送事業者から委託を受けて放送番組を制作するものが③の要件を満たしつつ権利者と契約する場合も対象とするのは、現状に合致した考え方であり、納得できるものです。 許諾交渉に当たって留意 する必要があるとの記述に関し、「権利者側が（中略）同じ放送事業者との間の過去の契約交渉において、明確に拒否 する旨の意思表示をしていたなど、放送同時配信等を拒否する意思があると考えられる場合には、放送番組の契約時にあらかじめ放送同時配信等での使用の可否を明確に確認する事」としてありますが、過去交渉事例についてどこまでさかのぼって確認するのか、また複数の過去番組で意思表示が違っていたらどうするのかなど、対応が難しい場合も考えられ、結果的にガイドラインが目的とする「放送同時配信等が円滑に実施されること」を阻害することになるのではないかと危惧されます。ガイドラインの趣旨に則り、新設される規定を優先することを基本とするほうが円滑な権利処理がなされると考えます。どうしても過去事例を参照する場合は、さかのぼりの期間を設ける（例えば直前契約の確認のみとするなど）等のルールが必要と考えます。</p>	<p>御指摘の記載は、放送事業者側において権利者が放送同時配信等を拒否する意思を有していると考えられる場合を例示として記載したものです。どのような場合に許諾をしていないと認められるかは、その他の事情も含めて個別具体的な状況により判断されると考えられることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
9	団体	一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟	<p>利用許諾は、発注時、契約時の権利者への説明が、十分になされることが重要ですが、許諾推定にあたっては、同時配信日時等の情報は、できる限り幅広く周知を図ることも合わせて行うことも必要と考えます。この観点から、以下の文言修正を提案いたします。</p> <p>原案 ② ①の事実を権利者が把握することができるよう、放送事業者自らのホームページにおいて放送同時配信等を行っている放送番組の名称、時間帯や期間、配信プラットフォーム（ウェブサイトやアプリケーション）を公表していること。</p> <p>修正案 ② ①の事実を権利者が把握することができるよう、放送事業者自らのホームページにおいて放送同時配信等を行う放送番組の名称、時間帯や期間、配信プラットフォーム（ウェブサイトやアプリケーション）を、初回の放送同時配信日時が決まった時点で、可能な限り速やかに公表すること。</p>	<p>本要件は、許諾が推定される前提として、放送事業者が放送同時配信等を業として行っている事実を周知するための措置として、放送同時配信等の実施状況に関する情報として「文化庁長官が定める情報」、「文化庁長官が定める方法」により公表することを求めたものであり、個々の放送番組についての情報の伝達を放送事業者に求める趣旨ではありません。このため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
10	団体	一般社団法人日本動画協会	<p>放送事業者には書面での契約に併せて、交渉経緯も口頭ではなく、メール 製作委員会議事録等あくまで書面に残すことを留意して欲しい。</p>	<p>今後の周知等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
11	団体	株式会社テレビ朝日	<p>一つ目の○②に関して、放送事業者が管理するHPにおける情報公開は、権利者の方々のために必要だと考えていますが、今後デバイス等のさらなる進化によって、権利者がよりアクセスしやすく、かつ公開に係る負担軽減が期待できる手段等が開発 普及される場合は、随時柔軟な見直しを検討頂くことを要望します。</p>	<p>現時点では、公表の方法をホームページでの公開に限定していますが、施行後の状況を注視しつつ、必要に応じて検討を行います。</p>
12	団体	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作権センター	<p>○ 本ガイドライン(案)では、権利者が、放送事業者が放送同時配信等を業として行っている事実を把握することができるよう、放送事業者自らのホームページにおいて放送同時配信等を行う放送番組の名称や時間帯、期間、配信プラットフォーム（ウェブサイトやアプリケーション）などの情報を公表することなどが示されています。 ○ しかしながら、権利者が、当該放送事業者が放送同時配信等を業として行っているか否かを知ることができるのが、放送事業者のホームページ等だけあっては、「当該許諾に際して別段の意思表示」を行う機会を確保するには、十分ではありません。 ○ したがって、ホームページにおいて一定の情報を公表するだけでは不十分で、出演依頼にあたって、放送事業者側は、放送同時配信等を業として行っている旨を明示して説明することが必要であり、その旨をガイドラインにも記載すべきです。</p>	<p>本要件は、許諾が推定される前提として、放送事業者が放送同時配信等を業として行っている事実を周知するための措置として、放送同時配信等の実施状況に関する情報として「文化庁長官が定める情報」、「文化庁長官が定める方法」により公表することを義務付けられたものです。放送事業者による個別の説明は「公表」に該当しないと考えられるため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
13	団体	日本放送協会	<p>本項3つ目の○において、「放送等を行う予定日時を明確に権利者に提示すること」との留意事項が示されていますが、ニュースなどの報道番組や情報番組は、時間的に余裕がない中での放送となり、その日の事件等により何をいつ放送するか分からないことも多く、著作物等の利用に際して、放送等の予定日時を明確に提示することは難しいことも多いと認識しています。また、公表された放送予定であっても編成の都合上変更となることも少なくありません。放送現場の実態に即した柔軟な記載をご検討いただければと思います。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「放送等を行う予定日時を提示することが可能な場合は、これを明確に権利者に提示すること。」と修正しました。</p>

14	団体	全国芸能従事者労災保険センター	<p>○ 許諾交渉に当たっては、事後的なトラブルを回避する観点から、少なくとも次の点に留意する必要がある。権利者側が、放送同時配信等での著作物等の利用に当たり、同じ放送事業者との間の過去の契約交渉において明確に拒否する旨の意思表示をしていたなど、放送同時配信等を拒否する意思があると考えられる場合には、放送番組の契約時に、あらかじめ放送同時配信等での使用の可否を明確に確認すること。上記に関して、「同じ放送事業者との契約交渉において明確に拒否する旨の意思表示」を一度したとしても、再び同じ放送事業者だからという理由で権利者が拒否するとは限らないため、使用の可否は、都度行うべきことを明示して頂きたいと存じます。</p> <p>○ 同様に、事後的なトラブルを回避する観点からは、可能な限り書面で契約を行うことが望ましい。特に、契約から放送までの間に時間的余裕がある場合、放送同時配信等を行うとする放送事業者は、権利者に対して明示的に放送同時配信等での著作物等の利用の旨を伝える必要があり、その際、書面など明確に記録に残る方法で契約を締結することが望ましい。上記に関して、「契約から放送までの間に時間的余裕がある場合」はもちろんのこと、時間的余裕がない場合でも、著作物の利用の旨を伝えるように明示して頂きたいと存じます。</p>	<p>今後の周知等に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>新法第63条第5項はやむを得ず放送同時配信等についての具体的な契約を交わすことができないような場合等の権利処理の円滑化のために設けられたものであり、その趣旨を踏まえ、原案のような表記としたところです。</p>
15	団体	株式会社静岡第一テレビ	<p>○ の3つ目、「」の2つ目の「対価の支払いを伴う著作物等の利用について、放送のみ行う場合と、放送同時配信等を併せて行う場合の対価の相場が異なる場合には、後者の対価を支払うこと。」について、見解の相違などが生じないようなルールとなることを希望する。</p>	<p>今後の周知等に当たって参考とさせていただきます。</p>
16	団体	一般社団法人日本新聞協会	<p>「許諾の推定」については、適切な対価がきちんと支払われるのか、という点が重要なポイントであろう。その点から言うと、「放送のみを行う場合と、放送と放送同時配信等を併せて行う場合の対価の相場が異なる場合には、後者の対価を支払うこと」 事前に権利者側で基本となる料金を設定している場合には、これを放送事業者に対してあらかじめ周知し、又は許諾交渉にあたって示す必要があり、認識を共有することで、許諾の際に使用料に応じた利用範囲が明確となり、事後的なトラブルの回避にも有効である」という2か所の記述で担保してあることは評価したい。</p> <p>また、「事後的なトラブルを回避する観点からは、可能な限り書面で契約を行うことが望ましい」という記述については、放送事業者側に周知徹底いただきたい。</p>	<p>賛同の御意見として承りました。</p>
17	団体	一般社団法人日本映像ソフト協会	<p>4番目の丸の「契約から放送までの間に時間的余裕がある場合」は、上記国会答弁のいうところの「同時配信等の権利処理が困難な場合」には該当しませんので、改正法63条5項の適用されるケースではありません。したがって、特定放送事業者等は、放送同時配信等を行うことを明示して許諾を求めることが遵守されるよう要望いたします。</p>	<p>今後の周知等に当たっての参考とさせていただきます。</p>

Ⅲ. 許諾の推定に係る条件等について

2. 権利者側の別段の意思表示の在り方

通し番号	個人 団体	提出者	意見	考え方
1	団体	日本行政書士会連合会	賛成である。もともと、運用状況を踏まえて、柔軟な対応が求められるところである。	賛同の御意見として承りました。
2	団体	米国人モーションピクチャーアソシエーション日本子会社	2つ目の○について、「(1)『別段の意思表示』は許諾時に行うこと」とされていますが、権利者又は権利者が所属する団体のホームページ上に、著作物の利用範囲を明らかにする旨の記載がある場合は、「『別段の意思表示』は許諾時に行うこと」の条件を満たすものと考えられます。かかる理解で正しいでしょうか。 また、2つ目の○について、権利者が放送事業者やケーブル放送事業者と最初の取引を行い、その後、権利者が他の第三者に対して権利を許諾することを決定した場合に、その将来の新しい取引においても、当初の取引において適用された許諾推定が継続して適用されることになるのか、ご説明を求めたいと思います。権利者が、自らの権利を最も適切な方法で行使することができるフレキシビリティをもつために、権利者が望む場合には、一旦適用されてしまった許諾推定の適用から外れることは認められていますでしょうか。 4つ目の○について、『別段の意思表示』も含め単一の書面で契約を取り交わすことが望ましいとされていますが、上記のとおり権利者が所属する団体のホームページ上で「別段の意思表示」を行うこともあり得ることから、「単一の書面で契約を取り交わすこと」を「望ましい」とするのではなく、「単一の書面で契約を取り交わすこと」が「別段の意思表示」を示す「方法の一つである」旨を記載すべきと考えます。 (修正案) 権利者側において「別段の意思表示」が行われた場合は、それが契約時に行われたことが明確となるよう、例えば、「別段の意思表示」も含め単一の書面で契約を取り交わすことが方法の一つとして考えられる。	単に権利者が自らの管理するウェブページ上で意思を掲載する行為は、放送事業者に確認義務がないため、直ちには新法第63条第5項に定める「別段の意思表示」には該当しないものと考えられます。 新法第63条第5項の要件を満たしているか否かは、許諾の場面ごとに判断されます。
3	団体	一般社団法人日本雑誌協会、一般社団法人日本書籍出版協会	権利者側に「別段の意思表示」を義務づけることは反対する。「別段の意思表示」が行われていない場合には、放送同時配信等を許諾したと見なされる可能性があるならば、権利者側は許諾の際、一律に明示されていない利用形態については拒否するという対応をとらざるを得ない。また意思表示を明確に行うためには書面による許諾が不可欠であり、これは放送事業者の求められた時間内で、詳細な利用条件等を説明し、許諾を得ることが困難という法改正の趣旨に矛盾し、かえって放送における著作物の利用の円滑化に逆行する。そもそも「許諾の推定」は権利制限規定であり、権利者側にあらかじめ意思表示を求めることは、明らかに合理性を欠いている。	「別段の意思表示」は法律上の要件になっており、ガイドラインにおいてはその在り方について記載することとしています。なお、許諾の推定規定は、権利者の許諾の範囲を推定することとする規定であり、権利制限規定のように一定の場合に著作権等が及ばないようにするものではないと理解しています。
4	団体	株式会社テレビ東京	権利者が放送同時配信等を明確に拒否する意思や条件面に関する意思等を有しているときは、あらかじめ「別段の意思表示」を適切に行う必要があると考える。また、別段の意思表示や許諾権限の有無については、許諾取得時に放送事業者に知らせることが重要である。事後的なトラブルを回避するためには、放送及び放送同時配信等の使用料について、事前に権利者側で基本となる料金を設定している場合には、これを放送事業者に対してあらかじめ周知し、又は許諾交渉にあたって明示的に示す必要があると考える。	御意見として承りました。
5	団体	北海道文化放送株式会社	(4P)『事後的なトラブルを回避する観点からあらかじめ「別段の意思表示」を適切に行う必要がある』とした時の「適切な方法」をより明確に例示して示す必要があると受け止めています。許諾時に口頭以外の意思表示として口頭でのやり取りをした場合など、どのような記録を有効と判断するのか、運用上のルールとして例示すべきと考えます。 「仮に権利者が放送同時配信等を許諾する権限を有していない場合、(中略)その旨を放送事業者に伝える必要がある」との規定は、交渉の相手方を明確にするための規定であると同時に、許諾権者でないものから許諾が行われた場合の被害を避けるためのものであると考えます。悪意のあるなしを問わず、自己の権利範囲を交渉相手に明示するのは権利者の法的責任ともいえるので、この規定の不履行で放送事業者に不利益が発生することがないようにすべきと考えます。ただし、この場合の「放送までの時間が限られていたり(中略)利用範囲が不明確である場合等を除き」という例外規定は、より具体的な事例での説明が必要とらえています。	口頭でのやり取りの場合は、事後的な確認が困難となることが想定されるため、Ⅲ. 1. において可能な限り書面で契約を締結することが望ましい旨を記載しております。 今後の周知等に当たっての参考とさせていただきます。
6	団体	一般社団法人日本動画協会	前記のとおり、「別段の意思表示」を適切に行うための書面サンプルをガイドラインに添付して欲しい。	「別段の意思表示」は当事者間の契約実態に照らして様々な在り方が考えられることから、原案のとおりとさせていただきます。
7	団体	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター	○ 送信可能化に係る権利が集中管理されている場合、実演家などの権利者は、当該権利の行使について集中管理団体に委ねていることは明らかである以上、放送の許諾において、放送同時配信等の諾否を保留しており、「当該許諾に際して別段の意思表示」をしているものとして取り扱うべきです。 ○ とりわけ、映像実演に係る放送同時配信等については、一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構(aRma)を通じての協議 運用がなされており、集中管理団体による権利処理ルールが実施され、検討されているところです。このように、放送同時配信等の権利処理についても、確立されつつある業界ルールを優先して適用すべきであり、許諾推定規定が適用されることはないと考えます。 ○ したがって、一任型、非一任型を問わず集中管理団体に映像実演についての権利を委託している権利者については、許諾推定規定の対象にならないことを、本ガイドラインにおいて明記すべきです。	御指摘の「集中管理」には、いわゆる一任型のみならず非一任型も含まれると考えます。
8	団体	日本放送協会	本項3つ目の○に関して、著作権等管理事業者によって集中管理されている音楽著作物以外の著作物等の多くは、実務経路上、放送と放送同時配信等の許諾権原を有する者はおおむね同じと認識しています。そのため、放送事業者が権利者より、放送番組での著作物等の利用の許諾を得た際、もし当該権利者が放送同時配信等を許諾する権原を有していない場合は、当該権利者は、放送事業者はその旨を伝え、別途の対応を促すようにすることは必要と考えます。	今後の周知等に当たっての参考とさせていただきます。

9	団体	全国芸能従事者労災保険センター	<p>○ 法第63条第5項では、権利者が「別段の意思表示」を行った場合には当該意思表示が優先し同項は適用されないこととされている。上述のとおり、権利者が放送同時配信等を明確に拒否する意思や条件面に関する意思等を有しているときは、事後的なトラブルを回避する観点から、あらかじめ「別段の意思表示」を適切に行う必要がある。</p> <p>上記に関して、権利者が「別段の意思表示」を行ったとしても、不利益にならないことを明示して頂きたいと存じます。</p>	<p>一般に、放送同時配信等での著作物等の利用の有無は、放送事業者において、権利処理の容易さや費用等を考慮して検討されるものと考えられるところ、「別段の意思表示」の内容等を踏まえて、その利用の有無を判断する裁量は放送事業者にあることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
10	団体	株式会社静岡第一テレビ	<p>「別段の意思表示」について、放送事業者側もその有無に留意することに異論はないが、その解釈に齟齬が生じることのないよう、配慮いただくことを希望する。</p>	<p>今後の周知等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
11	団体	一般社団法人日本映像ソフト協会	<p>三番目の丸で「権利者が放送同時再送信等を許諾する権限を有していない場合」について、「契約時にその旨を放送事業者に伝える必要があると考えられる。」とされています。</p> <p>放送同時配信等についての「クリエイターを含む権利者」は、無権限者のふるまいによって自己の権利を奪われるわけではありません。</p> <p>改正法63条5項では、「著作物の放送又は有線放送及び放送同時配信等について許諾（かつ書き略）を行うことができる者が、」と規定していますので、放送又は有線放送を許諾した「クリエイターを含む権利者」が放送同時再送信等の許諾権原がない場合には、契約時に放送事業者に許諾権原のないことを放送事業者へ伝えたか否かにかかわらず、改正法63条5項が適用される余地はないと思われま。</p> <p>この点を明記していただくことを要望いたします。</p> <p>次に、「放送事業者に伝える必要」の意味についてです。</p> <p>この必要性は、「放送事業者においてその事実を把握することが困難であるため」を根拠とされています。確かに、第三者にとっては許諾権原の有無を把握することは困難であると思われま。しかし、許諾権原の有無を放送又は有線放送を許諾する「クリエイターを含む権利者」に尋ねることが困難だとは思いません。</p> <p>放送又は有線放送を許諾する「クリエイターを含む権利者」にとっては、当該放送事業者又は有線放送事業者が「放送に使う」と言った場合には放送同時再送信等を行うことを目論んでいる事実を把握することが困難です。</p> <p>放送事業者又は有線放送事業者が放送同時配信等を行うことを告げず、放送同時再送信等の許諾権原の有無の確認すら懈怠した場合に、放送又は有線放送についての「クリエイターを含む権利者」が放送同時再送信等の権原を有しないことを伝える「必要がある」といっても、何らかの法律効果が生じる法的義務とすることは無理があると考えま。</p> <p>ここでいう「必要がある」は何らかの法律効果が生じるものではないことを明記していただくことを要望いたします。</p>	<p>御指摘のような場合には、新法第63条第5項の要件を欠くこととなるため、同項は適用されません。</p> <p>また、放送事業者の伝達は法的義務ではありませんが、放送事業者において把握することが困難であることを踏まえ、「放送事業者に伝える必要がある」旨をガイドラインに記載しています。</p>

IV. 許諾をしていないと証明し得る場合の対応について

通し番号	個人 団体	提出者	意見	考え方
1	団体	日本行政書士会連合会	賛成である。	賛同の御意見として承りました。
2	団体	米国法人 モーション ピクチャー アソシエーション 日本子会社	2つ目の○に記載されるように、権利者側において許諾をしていないと証明し得る場合、放送同時配信等の許諾は推定されません。その結果、放送事業者が行った放送同時配信等は、権利者の著作権を侵害する行為に該当します。そして、許諾があったとは認められないことが確定した場合は、適切な額による金銭的な解決となりますが、その金銭的な解決は、著作権侵害に基づく損害賠償金の支払いに該当します。 放送同時配信等が権利者の意図に関わらず推定されてしまう本規定が慎重に利用されるようにするためにも、上記のとおり、許諾推定されなかった放送同時配信等が著作権侵害行為に該当し、その結果、損害賠償金を支払わなければならないものであることを、ガイドラインに明記すべきであると考えます。さらに重要なことは、オンライン配信は、理屈的には、単なる独立した権利行使手段であるだけでなく、他より確立されたテレビ放送が複数の異なるウィンドウ間で権利行使される方法を拡大する手段でもある（実際に、これまでそうであった）ということです（プレミアム ペイテレビや広告付きの無料放送等は、これまで、地上波放送、ケーブル放送及び衛星放送のみで権利行使されていた。）。このように権利行使手段が拡大することで、テレビ放送において放送される番組の価値だけでなく、テレビ放送それ自体の価値が高まることとなります。前段落に記載したように、ある当事者が権利者の映画やテレビ番組を無断で利用した場合、その権利者は権利を侵害した当事者から適切な損害賠償を受ける権利を有するべきです。権利者は、当然、ライセンス料相当額の損害を被ることになりますが、決して、損害はそれだけに止まりません。例えば、第三者に許諾した独占的ライセンスに違反することになる場合、第三者が不適切な時期に権利を不当に利用した結果、当該映画やTV番組の価値が希釈化される場合（例えば、大きなスポーツイベントに関するドキュメンタリーは、イベントの1年前よりイベント開催中又はイベント開催時期に近接した時期に放送されることで価値を有します。）、そして、当該権利が過度に利用された場合には、追加的な損害が発生することとなります。我々は、配信権が無断で利用された場合には、権利者は、権利者が被るすべての損害を適切に補償されるべきであると考えます。	本ガイドライン案では、個別具体的な状況に応じて、当事者間で柔軟に対応することができるよう、特定の解決方法等に限った記載しておりません。御指摘については、今後の周知等の参考とさせていただきます。
3	団体	一般社団法人日本雑誌協会、一般社団法人日本書籍出版協会	「権利者側において許諾をしていないと証明し得る場合、放送同時配信等の差止めを行うためには、放送同時配信等が終了する前に主張する必要がある」という規定は、「許諾の推定」による利用が権利者側に通知されずに行われるという実態に鑑みれば実行不可能であり、このような規定は削除されるべきである。	許諾の範囲に齟齬があったことを権利者が認識した場合に放送同時配信等の差止めを行うニーズも想定されることから差止めについての記述を行っているところ、差止めを実効的に行うためには放送同時配信等が終了する前に差止めの主張がなされなければ意味をなさないことから、原案のとおりとさせていただきます。
4	団体	一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構	許諾していないことを証明するにあたっては、権利者による過去の契約交渉における意思表示や、支払われた対価の相場によって推定の可否の判断の基準とすることが記載されています。しかしながら、映像実演においては一つ一つの出演がその形態、拘束状況、出演依頼のタイミング等の違いにより条件が異なり、比較の対象となる「過去の契約交渉」が存在しない等のことが予想されるため、権利者側が立証することが困難になることが予想され、一方的に権利者に立証責任があることについては、公平性の観点から疑問があります。優越的な地位にある放送局が権利者に対しその地位を濫用することなく、公平な立場で当事者間の協議等が進められるよう十分な配慮が必要と考えます。	今後の周知等に当たっての参考とさせていただきます。
5	団体	株式会社テレビ東京	事後的なトラブルを回避するためには、権利者側において許諾をしていないと証明し得る場合、放送同時配信等の差止めを行うためには、放送同時配信等が開始される前に主張することが望ましい。	今後の周知等に当たっての参考とさせていただきます。
6	団体	北海道文化放送株式会社	（5P）『「推定する」という規定の性質上、権利者側において許諾をしていないと証明し得る場合の対応について考える必要がある」との指摘は重要です。証明できない議論中に配信等が終わってしまう可能性もあり、また緊急差止め等予定期間途中での配信中止は様々な方面への影響が大きい場合もあります。この時の考え方をどうするか、より深い検討が必要だと考えています。「適切な額による金銭的な解決」を図る際の金銭の意味づけも含め、状況に応じた問題解決方法を予め例示しておくことが必要だと感じています。	本ガイドライン案では、個別具体的な状況に応じて、当事者間で柔軟に対応することができるよう、特定の解決方法等に限った記載しておりません。御指摘については、今後の周知等の参考とさせていただきます。
7	団体	日本放送協会	本項2つ目の○に、「放送同時配信等の終了後、当事者間の協議等の結果、許諾があったとは認められないことが確定した場合は、『適切な額による』金銭的な解決を基本とすることが想定される。」とありますが、この「適切な額」とは、通常の使用料相当額であり、懲罰的な料金や訴訟等に発展した場合の弁護士費用等は含まないものであるべきと認識していますので、本項においてその旨を明確にいただくよう希望いたします。	本ガイドライン案では、個別具体的な状況に応じて、当事者間で柔軟に対応することができるよう、特定の解決方法等に限った記載しておりません。御指摘については、今後の周知等の参考とさせていただきます。
8	団体	全国芸能従事者労災保険センター	○ 権利者側において許諾をしていないと証明し得る場合、放送同時配信等の差止めを行うためには、放送同時配信等が終了する前に主張する必要がある。 また、放送同時配信等の終了後、当事者間の協議等の結果、許諾があったとは認められないことが確定した場合は、適切な額による金銭的な解決を基本とすることが想定される。 上記に関して、「適切な額による金銭的な解決」は賛成ですが、権利者の不利益にならないために、視聴者にも明示することも必要と考えられます。	許諾をしていないと証明し得る場合の対応は、原則として当事者間において判断されるべきものであり、視聴者への明示についてガイドライン上で義務付けすることは適当ではないと考えられることから、原案のとおりとさせていただきます。
9	団体	一般社団法人日本新聞協会	「『「推定する」という規定の性質上、権利者側において許諾をしていないと証明し得る場合の対応についても考える必要がある」と記述があるのとおり、契約の具体的な運用においては、ガイドライン案で想定しているのとおり全てが運ぶとは限らない。想定外の事態に備えるための記述も必要であろう。 ガイドライン案に「放送同時配信等の終了後、当事者間の協議等の結果、許諾があったとは認められないことが確定した場合は、適切な額による金銭的な解決を基本とすること」とされているのも、その対応の一つとして評価できる。これは、主に権利者側が無許諾での同時配信等を把握した場合と考える。 もう一つ、放送事業者側が同時配信等を行った後、許諾の漏れに気づいたようなケースも考えられる。その場合には、放送事業者側が自主的に追加の契約を申し入れ、対価を支払うことで、許諾の存否を協議するまでもなく解決できると思われる。この点はガイドラインの直接の目的である「許諾推定規定の運用」から外れる面があるものの、権利者と放送事業者の紛争を防止し、権利者側が安心して新制度に対応するために有益な記述となるので、ぜひガイドラインに盛り込んでいただきたい。	IV. で「適切な額による金銭的な解決を基本とすることが想定される」旨を記載しており、同趣旨の内容であるため、原案のとおりとさせていただきます。



10	団体	一般社団法人日本映像ソフト協会	<p>改正法63条5項は、特定放送事業者等が放送又は有線放送の許諾を得たことを証明した場合に、放送同時配信等の許諾をしていないことの証明責任を放送同時配信等の「クリエイターを含む権利者」に課すものだと思います。</p> <p>放送同時配信等の「クリエイターを含む権利者」が放送同時配信等を許諾していないことを証明した場合には、放送同時配信等を行った特定放送事業者等は公衆送信権侵害の責を負うことになることが大前提だと考えます。</p> <p>したがって、そのことを明記することを要望いたします。</p>	<p>本ガイドラインは、当事者間において安定的な運用が行われることを目的としているところ、権利侵害を強調した記載は当事者の紛争を助長する危惧があることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
----	----	-----------------	---	---

V. その他（留意事項）

通し番号	個人 団体	提出者	意見	考え方
1	団体	日本行政書士会連合会	賛成である。	賛同の御意見として承りました。
2	団体	米国人モーションピクチャーアソシエーション日本子会社	1つ目の〇で、「施行日以前に締結された契約に基づく著作物等の利用については、本規定に基づく推定の効力は及ばない。」とされています。許諾される著作物等の全部又は一部の番組が契約締結日後に選択又は特定される契約（例えば、アウトプット契約）であっても、改正法の施行日までに締結されていれば、「施行日以前に締結された契約に基づく著作物等の利用」に該当し、本規定の適用がないと考えますが、そのような理解でよいかご確認ください。	どの時点で契約が締結されているかは、当該契約の内容により判断されるべきものと考えられますが、施行日後に契約の要素が整ったと評価される場合には、当該契約が施行日後に締結されたと判断される場合もあり得ると考えられます。
3	個人	個人	放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈 運用に関するガイドライン（案）についてはいずれも原案通りでよいと思います。 ただ、「V. その他（留意事項）」について補足的な意見として、利用者の混乱を避ける目的から、「放送よりも遅延が生じますが、気象警報 緊急地震速報などの（〇〇地方向けの）ニュース速報テロップは放送同時配信でもそのまま表示されます」「遅延が生じるため放送同時配信では緊急地震速報などの速報テロップは表示されません」などといったことわりを放送局ウェブサイト 配信プラットフォームなどであらかじめ明記することが必要であると思います。1日も早い放送同時配信の早期開始の実現を期待しています。	賛同の御意見として承りました。
4	団体	一般社団法人日本雑誌協会、一般社団法人日本書籍出版協会	出版社にとっても、著作物等がひろく放送利用されることは望むところであり、そのための協力は惜しまない。しかし、限られた時間内で、全ての権利に対して、詳細な利用条件等を説明し、明確に同時配信等の許諾まで得るのは困難というのは、放送事業者側の一方的な主張であり、まずは放送事業者側が権利許諾に関わる体制を強化すべきである。残念ながら、放送事業者からの許諾申請には、著作権法に関する基本的な知識を持ち合わせない現場や下請けの人員任せになっている例が少なくない。こうした実態を放置して、放送利用の円滑化をすすめるようとする法改正とガイドラインには深い憂慮を抱くものである。	放送事業者が番組制作会社に委託する際の積極的な周知等については御指摘のような観点も踏まえつつ、V.等で具体的に記載しているところです。新法第63条第5項の規定が有効に機能し、もって視聴者の利便性に資するようにするためには、御指摘のように権利者側の懸念も十分に踏まえながら、放送事業者と権利者との間で安定的な運用が行われ、放送同時配信等が円滑に実施されることが期待されることです。
5	団体	一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟	製作会社が権利処理業務を行うケースは、実際にあります。その際、放送事業者から放送に関する情報を、遺漏なく提供してもらうことは必須です。こうした観点から、以下の文言修正を提案いたします。 原案 また、実際に権利者と許諾の交渉を行う主体が、放送事業者から委託を受けた番組制作会社である場合も考えられることから、放送事業者においては、委託の際に番組制作会社に対しても積極的な周知に努める必要がある。 修正案 また、実際に権利者と許諾の交渉を行う主体が、放送事業者から委託を受けた番組制作会社である場合もあることから、放送事業者においては、委託の際に番組制作会社に対しても周知の必要がある。 先にも述べましたが、製作会社は制作者であると同時に権利者でもあります。結果的に著作権を保有できなかった番組も含め、実務として多くの番組を制作しているのは私たちが製作会社であり、今回、ガイドライン案としてまとめたテーマと密接に関わっています。 にもかかわらず、今回のガイドライン案作成にあたって、「文化審議会著作権分科会 基本政策小委員会 放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関するワーキングチーム」では、ATPが構成団体でもなくヒアリングの対象にもされなかったことは非常に遺憾であり、同時に強い違和感を覚えます。 総務省の「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証 検討会議 放送コンテンツ適正製作取引推進ワーキンググループ」では、放送事業者と番組製作会社の取引の実態や著作権帰属等の考え方について説明する時間をいただき、徐々に理解を得られているものと感じていただけに、大変、残念でもあります。 本来ならば、ATPのみならず、少なくとも「放送コンテンツ適正取引推進協議会」の構成団体は、この種のテーマの当事者として、検討段階から加わることが、より意義のあるルール作りにつながることを確信いたします。 今回の座組がなぜ、このようになったのか是非、見解をお聞かせいただきたいと思います。	原案でも、放送事業者の周知に関する必要な協力について記載しているため、原案のとおりとさせていただきます。なお、本ガイドラインについては、十分な周知が行えるよう、放送事業者及び権利者の協力を得ながら対応いたします。  今後、本ガイドラインの見直し 改訂を行う場合に御意見を伺う際の参考とさせていただきます。
6	団体	一般社団法人日本動画協会	「過去に放送や～放送同時配信等を許諾したと認められることも有り得る」とあるがその場合でも契約解釈に委ねるのではなく、放送事業者は改めて契約を締結し直すべきではないか。 許諾推定規定により最も恩恵を享受するのは放送事業者であり、権利者に対する「優越的地位の濫用」が生じないように社内担当者へ継続的、積極的に周知 啓蒙ならびに教育を行うべき。 文化庁、総務省には定期的に講習会を開催するなどして継続的に周知 啓蒙して欲しい。また、ガイドラインに違反する行為を行う放送事業者に対して適宜指導して欲しい。 海外への配信は海外の配信事業者へのライセンス範囲と抵触するおそれがあり、ひいては海外配信ライセンスビジネスの委縮にも繋がりがねない。従って放送番組の同時配信等は国内への配信に限定してほしい。また、海外の権利者からも意見を聴取るべきではないか。	今後の周知等に当たった際の参考とさせていただきます。  法律上、「放送同時配信等」の対象は日本国内の配信に限定されないため、原案のとおりとさせていただきます。

7	団体	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作権隣接権センター	<p>○ 許諾推定規定の創設を含め、今般の著作権法改正に盛り込まれた、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する各規定の内容は極めて複雑であり、誤った解釈により、業界ルールとの関係で混乱をきたす恐れもあります。</p> <p>○ また、放送事業者と実演家の力関係からすると、放送事業者の方が、情報力も交渉力も圧倒的に強く、許諾推定規定だけでなく、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化の措置が、放送事業者にとって有利に運用され、実演家の権利を蔑ろにするような運用がなされることも懸念されます。</p> <p>○ したがって、許諾推定規定に関する本ガイドラインの内容はもちろんのこと、今回の著作権法改正の内容についても、十分な周知が必要であると考えます。</p>	本ガイドラインについては、十分な周知が行えるよう、放送事業者及び権利者の協力を得ながら対応いたします。また、著作権法改正の内容についても、周知を行ってまいります。
8	団体	日本放送協会	<p>法律の定めでは、推定規定は施行日前に遡って適用されないこととされていますが、本ガイドライン案における「過去に放送（リピート放送を含む。）やオンデマンド配信の許諾を包括的に得ていた場合などに、その契約解釈として、リピート放送の放送同時配信等を許諾したと認められることも有り得ると考えられる」との示唆に賛同します。</p> <p>本ガイドライン案のⅡには、「やむを得ず放送同時配信等についての具体的な契約を交わすことができない場合や、放送同時配信等の可否を明示的に確認できないような場合等に権利処理を円滑にするために法第63条第5項が設けられたものである」とあります。一方で、できるだけ利用範囲を明示すること、対価の支払いに関する話し合いを丁寧に行うこと、時間的に余裕ができれば利用範囲を明確にするため契約を締結し直すこと、可能な限り書面で契約を行うこと、などが重ねてガイドライン案に記載されています。これにより権利者側の懸念は十分に払拭されていると解されるものの、反対に、許諾の推定が働く場面で具体的に想像しにくいと感じられます。どのようなケースであれば視聴者の利便性に資するものとして許諾の推定規定が適用されるのか、具体的な事例をいくつか示していただかないと、多くの放送事業者はこの推定規定を使うことに躊躇するのではないかと懸念があります。</p> <p>権利者にとっても、放送事業者にとっても、規定の適用のために過度な負担が発生しないことは本規定を安定的に運用するために必要であり、規定が有効に機能することで、フタかぶせなく放送番組が同時配信等され、視聴者の方々の利便性にも資する結果となることを期待しております。</p>	今後の周知等に当たっての参考とさせていただきます。
9	団体	一般社団法人日本新聞協会	<p>「許諾の推定規定や本ガイドラインについて、文化庁 総務省のみならず、推定の効果を受受する放送事業者や契約の相手方となる権利者においてもその趣旨 内容について積極的な周知に努める必要がある」と記述された点には、全面的に賛同する。新聞協会内でも十分な周知を行いたい。</p> <p>さらに、本ガイドライン策定の検討会でも番組制作会社からの許諾申請について、方法等が不十分であると指摘する声が多かったこともあり、「放送事業者においては、委託の際に番組制作会社に対しても積極的な周知に努める必要がある」とされた点については、放送事業者側に周知徹底いただきたい。</p>	今後の周知等に当たっての参考とさせていただきます。

ガイドラインには関係しない意見（5件）

通し番号	個人 団体	提出者	意見	考え方
1	個人	個人	<p>現在の放送産業が斜陽に至る元凶は県域免許とローカル局による利権維持が元凶である。                  放送産業が破綻不可避の状況を回避する為には県域免許の事実上廃止が必要不可欠である。                  需要のある放送コンテンツが特定地域でしか視聴不可能になる「制限」を設けると2028年の地上波基幹放送局の免許更新時にフジテレビ又はTBS、テレビ朝日が経営破綻し残存する日本テレビ放送網にフジテレビが吸収されるかTBS、テレビ朝日の合併に伴うANN JNN系列局の大幅廃局が不可避となる。                  これを避けるには県域免許の事実上廃止で放送同時配信等における全番組の全国均一放送の実現で特定県に放送局が無いTVネットワークの番組が見れない地域が無い状態を作り出す必要があります。                  県域免許の事実上廃止による国民が望むコンテンツの同時配信による膨大な広告収益をローカル局の維持費を一部ローカル局の維持に充てる事で地方放送網の維持を図る方針を推奨するべきである。</p>	今後の施策立案等に当たっての参考とさせていただきます。
2	個人	個人	<p>教育現場で、NHKの古い教育番組を授業で使用しているようですが、学習指導要領に合ったモノ以外は有料にするなど教育内容の統一をお願いします。</p>	今後の施策立案等に当たっての参考とさせていただきます。
3	個人	個人	<p>民放ネット放送同時配信を実現して欲しい。情報格差を無くして欲しい。                  日テレ系ライブ配信は、凄く好評でした。沖縄は、日本テレビ系列が無いです。                  沖縄ケーブルテレビの「テレビにらいい」で鹿児島讀賣テレビでのオリンピック中継などがやらないです。放送同時配信等の許諾を積極的にやってほしい。                  琉球放送、沖縄テレビ、琉球朝日放送、NHK等の独占禁止法です。偏向報道が多い。東京オリンピック中継しないテレビにらいいを指導と改善して欲しい。                  日テレの無い沖縄 フジテレビの無い山口、青森 TBSの無い秋田、福井                  テレビ朝日の無い高知、島根、鳥取等 テレビ東京の無い地域です。                   沖縄の地方局は、通販や日テレで放送された番組を遅れて放送します。                   日本テレビ系列の日テレ系ライブ配信を2021年以内、テレビにらいいをNNN&amp;NNN加盟してほしい。                  地方局の壁を壊して欲しい。                  竹田総務大臣、河野大臣、菅総理大臣、平井デジタル担当大臣、萩生田文部大臣等が積極的に動いて欲しいです。総務省、文部科学省、デジタル庁、行政改革担当大臣が動いて欲しい。                   ネット同時配信で見たい番組が見られない。CMなどです。制限がかかって悔しい。日テレの無い沖縄の配慮して欲しい。                   電波のオークション法案をやって欲しい。                   放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈 運用に関するガイドラインが良いように活用して欲しい。                  テレビを面白くやってほしい。ネット同時配信で強化して欲しい。                  TVerに予算強化して欲しい。また、radiko見たいにテレビをネット同時配信強化して欲しい。ぜひ、やってほしい。                  ご意見を発信して欲しい。声を届けて欲しい。</p>	今後の施策立案等に当たっての参考とさせていただきます。

4	個人	<p>ハッキリ申し上げて現行案では論外です。</p> <p>NHKによるネットからの受信料徴収の布石になりかねません。 スクランブルをかけると何度言わせるつもりでしょうか？</p> <p>また、放送事業者の新たな特権となりかねず、とてもではありませんが許容できません。 ただでさえ報道の無法地帯 日本なのに、これ以上悪化させるつもりでしょうか？ 放送法すら全く守られておらず、朝日新聞や毎日新聞などの捏造報道でどれだけ国益を損ねてきたのでしょうか？ この法改正によって更に無法地帯と化しかねません。 製造物責任法に誤報 捏造 偏向報道による損失も明記してやっどギリギリのレベルです。</p> <p>放送事業関連は総務省の管轄ですが、放送法違反の問題も含めて全く仕事をしていないじゃないか。 総務省が仕事をして、報道機関に対して指導しているのであれば分かります。 繰り返しますが、放送事業者への指導は総務省の仕事ですよね？</p> <p>地上波では、また"捏造報道を垂れ流していますよ？</p> <p>FNNのロシア人選手が「中世のよう」報道は、本人に問い合わせた者まで出てきて捏造とバレました。 <a href="https://twitter.com/yuking1125/status/141822116846350343">https://twitter.com/yuking1125/status/141822116846350343</a></p> <p>捏造報道と言えばNHKもです。 NHKは軍艦島のドキュメンタリーでの捏造疑惑で追及され、国会議員に対して極めて不誠実な回答を繰り返しています。 その国会議員は選挙で選ばれた国民の代表です。 そんな不誠実な団体に特権を与えるのですか？ 私はですね、NHKに関しては公共放送の資格停止 受信料徴収許可停止が妥当だと考えています。 解体して国営放送を作った方が遥かにマシです。</p> <p>放送事業者の自浄作用の無さは明らかです。 BPOなどただの互助会で全く意味がありません。</p> <p>まず、総務省が本来の業務をしてからやるべき内容では無いですか？ 少なくともNHKに対して何らかの罰則を与えてから成されるべき事案であることは明らかです。 物事の優先順位がおかしいです。 この改正には全く同意できません。</p> <p>NHKの除外 報道の利害関係者を完全排除したBPOに代わる組織の設立 捏造 偏向報道への製造物責任法の適用と重罰化</p> <p>これらがあって初めて考えてやる位の物です。 後者は他国では当然のように行われている物です。 優先順位がおかしいのは明らかです。 それすらできないなら断固反対です。</p>	今後の施策立案等に当たっての参考とさせていただきます。
---	----	---	-----------------------------

5	個人	<p>海外の海賊版サイトが深刻だというのは漫画だけに限らず、日本国内で定職を持たない無職者が犯罪者に安易に報酬を渡すFC2.incが運営する「FC2動画」「ひまわり動画」「Say-Move」にTV番組を投稿し、不正な収入を得ている行為も存在する。</p> <p>漫画の海賊版が再び拡大 サイト相次ぎ被害急増、「漫画村」超す  <a href="https://www.sankei.com/article/20210326-5TG0VNN3GZNMBEWROYKEI2VVSQ/2/">https://www.sankei.com/article/20210326-5TG0VNN3GZNMBEWROYKEI2VVSQ/2/</a>      実例を挙げればきりが無いが、下記投稿者の様に複数の動画違法アップ協力者と組んで、大量の動画を海外の中華系企業のオンラインストレージに投稿したり、FC2動画で何を投稿したのかわからなくしたランダム英数字の動画タイトルを紐づけて寄生型動画サイトひまわり動画で公開し、該当ユーザーが別途所有するFC2プログラマガジン等で公開しそこに掲載される広告で報酬を得るという方法がとられている。</p> <p>海外向けサイトで公開される作品はあるが、海外が好む作品と日本人が好む作品が結構ずれている為、日本人向けにアクセス数を稼ぐ違法動画投稿者やその動画のリンクを公開してアフィリエイト報酬を荒稼ぎするリーチサイト運営者は明らかに日本人が運営している。</p> <p>日本国内で需要のある番組は「全国均一」で視聴可能であれば、このような違法動画に頼らず日本国内の視聴需要はみだせ、下記に実例を挙げるひまわり動画投稿をしている犯罪者が不正な収入を得る事が不可能となり結果として公式の放送や公式配信による視聴者の増加で日本国内の動画配信産業の活性化が図られ国内のアニメ ドラマ 音楽産業への利益還元につながる。</p> <p>何卒、特定の地域のみでしか視聴できないという「頭の弱い」日時代的の利権意識にまみれた老害の発想をす地方放送局」の意見が放送同時配信等の許諾に盛り込まれない事を願います。</p> <p>ひまわり動画投稿者の実態例  <a href="http://himado.in/?sort=movie_id&amp;user_no=559186">http://himado.in/?sort=movie_id&amp;user_no=559186</a>  <a href="http://himado.in/?sort=movie_id&amp;user_no=935">http://himado.in/?sort=movie_id&amp;user_no=935</a></p>	<p>今後の施策立案等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
---	----	--	------------------------------------